

第3編 災害応急対策計画

第1部 地震災害

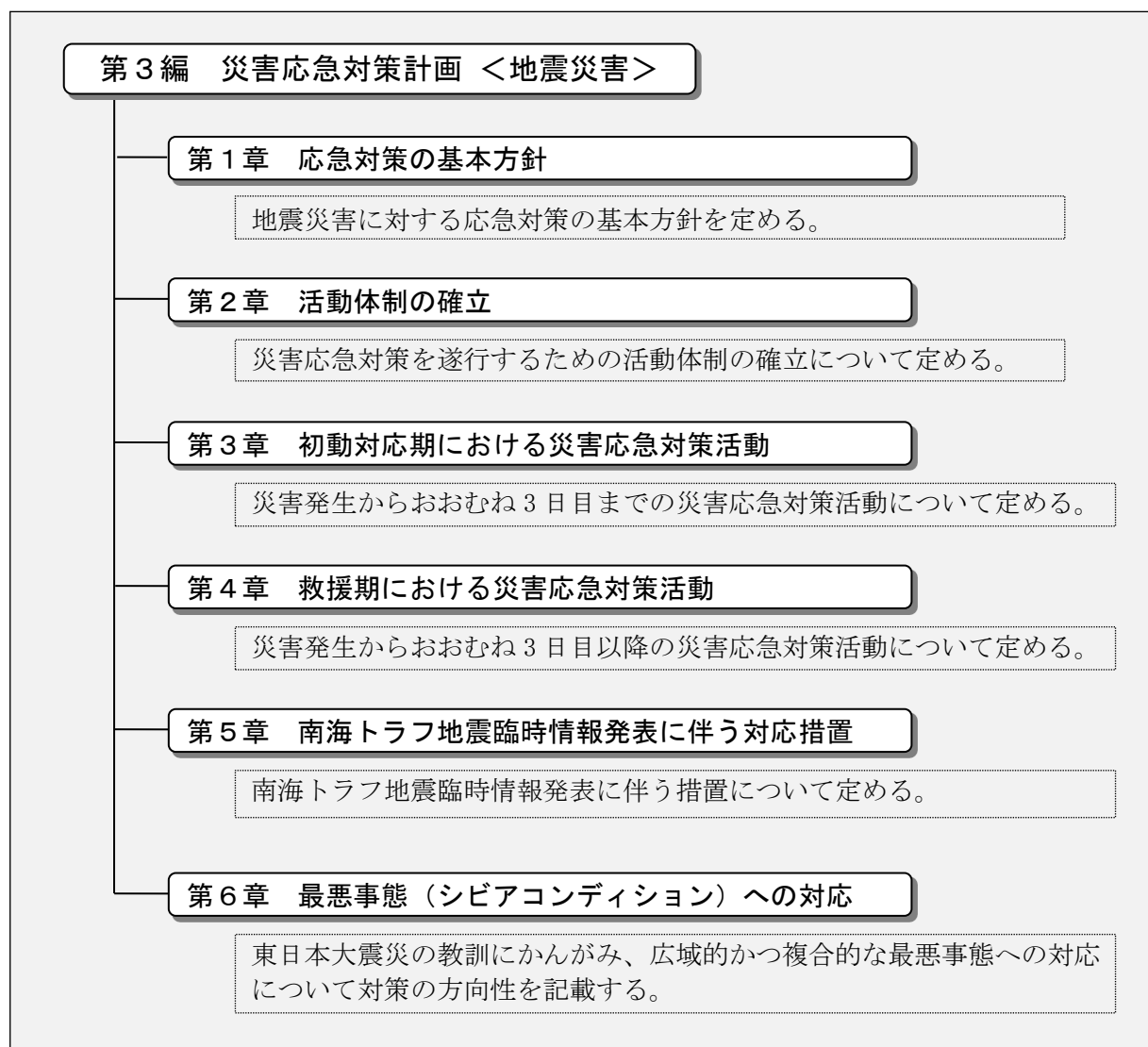
第3編 災害応急対策計画

第1部 地震災害

第1章 応急対策の基本方針

第1節 応急対策計画の体系

本市の応急対策計画は、「活動体制の確立」「初動対応期における災害応急対策活動」「救援期における災害応急対策活動」、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」及び「最悪事態（シビアコンディション）への対応」によって構成される。以下に、応急対策計画の体系を示す。



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第1章 応急対策の基本方針

第2節 応急対策の基本方針

第2節 応急対策の基本方針

大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生することが予想され、多岐にわたる応急対策活動を実施する必要がある。

このような中で、発災後の応急対策活動は、倒壊家屋からの救出や火災の拡大防止と早期鎮圧など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先に実施すると同時に、正確な情報を迅速に把握しつつ、災害対策本部、各部班及び各防災拠点との連絡体制を確立することが、災害応急対策活動の結果を左右する。

併せて、時間の経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施することが、後の市民生活の安定化につながるものである。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、次に示す活動期別の状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることにする。

■活動期別の方針

区分	内容
初動対応期	発災後の緊急を要する活動が求められる時期であり、人命の救出・救助・安全を確保するための活動を実施する。なお、災害の規模によっては、関係各班の要員が不足する場合がありますため、全庁的に要員の調整を行い、総力戦で対応する。
救援期	初動対応期の活動にある程度の目途がたった段階であり、被災者の生活維持・生活救援に重点を置いた活動を実施する。なお、災害の規模によっては、対策の長期化が生じるため、交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

注) 上記の活動期が終了した時点で災害復旧・復興計画（第4編（p357）参照）へ移行する。

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

第1 配備体制

本市は、迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、地震災害時における活動体制と配備基準を以下のとおり設定する。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置については、第5章（p278）で規定する。

■【震災対策】活動体制と配備基準

活動体制		配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制		本市域で震度4を観測したとき	地震による被害の発生の有無等について主に情報収集・報告を任務として活動する体制	本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制
警戒体制		- 本市域で震度5弱を観測したとき - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）を受けたとき - その他市長が必要と認めたとき	被害の発生の有無等についての情報収集・報告、又は発生した被害に関する調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	第1配備	- 本市域で震度5強を観測したとき - その他市長が必要と認めたとき	被害の発生又は発生が予想される災害に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制
	第2配備	- 本市域で震度6弱以上を観測したとき - その他市長が必要と認めたとき	市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制	

注）本市域の震度は、市庁舎に設置している計測震度計による。

☞【資料4. 1】『気象庁震度階級関連解説表』参照

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

第2 動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策及び復旧計画に従事しなければならない。
この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 動員配備基準	—
2. 動員配備の決定及び伝達 (1) 勤務時間内 (2) 勤務時間外（休日・夜間）	本部運営班
3. 職員の発災直後の行動 (1) 勤務時間内での行動 (2) 勤務時間外での行動	本部運営班 情報収集班
4. 動員配備に係る留意事項 (1) 要員配備の調整 (2) 職員の装備	本部運営班
資料・様式	
➤ 緊急対策会議等連絡網 【資料3. 2】	

1. 動員配備基準

地震発生当初の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

体制区分		情報収集体制	警戒体制	非常体制	
		(震度4)	(震度5弱)	第1配備 (震度5強)	第2配備 (震度6弱以上)
本部会議員					
本部長	市長	—	1	1	1
副 本部長	副市長	—	1	1	1
	教育長	—	1	1	1
本部員	総合政策部長	1	1	1	1
	総務部長	—	1	1	1
	環境経済部長	—	1	1	1
	健康福祉部長	—	1	1	1
	都市整備部長	—	1	1	1
	会計管理者	—	1	1	1
	議会事務局長	—	1	1	1
	上下水道部長	—	1	1	1
	行政委員会事務局長	—	1	1	1
	学校教育部長	—	1	1	1
	生涯学習部長	—	1	1	1
	消防長	—	1	1	1
	行政職8級職員	—	1	1	1

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

■【各各班】動員配備基準

体制区分 組織区分			情報収集体制	警戒体制	非常体制	
			(震度 4)	(震度 5 弱)	第1 配備 (震度 5 強)	第2 配備 (震度 6 弱 以上)
総合 政策部	本部運営班	危機管理課	4	◎	◎	◎
		政策調整課	—	△	○	◎
		財政課	—	△	○	◎
		契約検査課	—	△	○	◎
	情報発信班	広報広聴課	1	△	○	◎
	電算システム班	デジタル推進課	1	△	○	◎
	情報記録班	行政委員会事務局	—	△	○	◎
		会計室（兼）				
	会計班	会計室	—	△	○	◎
総務 対策部	総務班	庶務課	1	△	◎	◎
	秘書班	秘書課	—	△	○	◎
	情報収集班	税務課	—	△	○	◎
		収納課	—	△	○	◎
	現場情報班	指名職員	—	△	◎	◎
	市民班	市民課	1	△	○	◎
	総合窓口管理班	総合窓口管理課	1	△	○	◎
環境 経済部	議会事務局班	議会事務局	1	△	○	◎
	自治振興班	自治振興課	1	△	◎	◎
	農政班	農政課・ 農業委員会事務局	1	△	○	◎
	商工班	商工課	—	△	○	◎
健康 福祉部	みどり環境班	みどり環境課	1	△	○	◎
	福祉班	福祉課	1	△	○	◎
	要配慮者班	長寿支援課	1	△	○	◎
		在宅医療介護課	—	△	○	◎
都市 整備部	避難所班	国保年金課	—	△	◎	◎
	健康増進班	健康増進課	1	△	○	◎
	都市計画班	都市計画課	—	△	○	◎
		産業団地整備課	—	△	○	◎
上下 水道部	道路班	道路課	1	△	◎	◎
	建築指導班	建築指導課	—	△	○	◎
学校 教育部	水道班	水道課	1	△	◎	◎
	下水道班	下水道課	1	△	◎	◎
学校 教育部	教育総務班	教育総務課	1	△	◎	◎
	学校教育班	学校教育課	1	△	○	◎
生涯 学習部	社会教育班	社会教育課	1	△	○	◎
		文化スポーツ課	—	△	○	◎
	子ども支援班	子ども支援課	—	△	○	◎
		保育課	1	△	○	◎
消防部 (※)	消防本部班	消防課				
	警防班	消防署、南分署				

注1）※消防部については、独自の動員計画による。

注2）動員数に関する記号表示は、次のとおりである。

「◎」：所属する全職員

「○」：所属する職員の1/2程度

「△」：所属する職員の1/4程度

「—」：待機

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

2. 動員配備の決定及び伝達

(1) 勤務時間内

「本部運営班」は、災害対策本部設置の通知とあわせて当該体制への移行を庁内放送により庁内各部署職員に通知する。

出先機関を所管する「関係各班」は、電話等により出先機関に通知する。

(2) 勤務時間外

各職員は、テレビ、ラジオ及びインターネットにより本市の震度に関する情報を把握し、動員配備基準に従って自主的に参集する。

なお、「本部運営班」は、必要に応じて職員参集システム等を用いて職員に通知する。

■自主参集基準

区分	内容
本市の震度が 震度4の場合	地震発生時の動員配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
本市の震度が 震度5弱の場合	地震発生時の動員配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
本市の震度が 震度5強の場合	地震発生時の動員配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所又は所定の活動拠点に自主参集する。
本市の震度が 震度6弱以上の場合	全職員が自主参集するものとし、各活動拠点に配置された職員は所定の場所へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

3. 職員の発災直後の行動

(1) 勤務時間内での行動

職員は、勤務時間中に災害が発生した場合、「動員配備基準」に基づき、各活動体制に応じた防災要員としての任務にあたる。

(2) 勤務時間外での行動

休日、夜間等の勤務時間外の場合は、おおむね次のとおりの行動をとる。

- ① 自分と家族の安全を図る。家族の負傷で参集が困難な場合は、可能な限り「本部運営班」に連絡する。
- ② 職員は、「動員配備基準」に基づき、それぞれの配備体制に当てはまる場合は、自発的に参集する。
- ③ 参集手段は、原則としてオートバイ、自転車、徒歩により参集する。
- ④ 服装等については、活動しやすい服装、靴（運動靴）で参集する。また、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話等を持参しての参集が望ましい。
- ⑤ 参集途上での留意事項は、以下のとおりである。

- 被害状況（家屋の倒壊、火災発生状況、道路、橋りょうの被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、登庁後直ちに「情報収集班」に報告する。
 - 参集途上で生き埋めなどを発見し救援活動に携わる場合は、その状況を「本部運営班」に連絡する。自らが連絡できない場合は、周囲の人に「本部運営班」への連絡を依頼する。

4. 動員配備に係る留意事項

(1) 要員配備の調整

① 関係各班の要員配備の調整

各班長は、各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは「本部運営班」に要員配備の調整を求める。「本部運営班」は、要員配備の調整を求められた場合、全体の活動状況を踏まえつつ、「関係各班」と調整を行う。

② 現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、「本部運営班」が本部長の指示により、「関係各班」との間で要員配備の調整を行う。

(2) 職員の装備

災害応急対策を行う際は、規定の防災服又は活動を妨げない服装で活動にあたる。

また、屋外及び被災した建物内ではヘルメットを着用して活動に従事する。

第2節 災害対策本部の設置・運営

第1 情報収集活動

本市は、災害対策本部の活動方針を迅速、的確に決定するために、発災後直ちに各地区における被災情報等の収集活動を実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 情報収集を担当する班 （１）担当班の編成 （２）現場情報班の活動拠点 （３）交代要員の確保	現場情報班 情報収集班
2. 発災直後の活動 （１）勤務時間内の場合 （２）勤務時間外の場合 （３）現場情報班の活動	
3. 救援期後の活動	
資料・様式	
➤ 蓮田市立小学校通学区域【資料 9. 2】	

1. 情報収集を担当する班

人的被害や住家被害の災害情報の収集は、初災直後の現場で情報収集に当たる「現場情報班」と災害対策本部で「現場情報班」からの情報を集約する「情報収集班」が担当する。

(1) 担当班の編成

災害情報を収集する担当班の班編制及び編成内容は、以下のとおりである。

班名	編成内容
現場情報班	「現場情報班」は、あらかじめ活動地区ごとに指名した職員により構成され、区域ごとに1名のリーダーを選定する。また、各活動地区の現場情報班員はその地区に居住していることを基本とする。
情報収集班	税務課及び収納課職員により編成する。

(2) 現場情報班の活動拠点

「現場情報班」は、次頁に示す市内8つの小学校区及び5つの中学校区を基本として情報の収集に当たる。

地区ごとの活動拠点及び情報の集約は、各小学校に置く。

(3) 交代要員の確保

大規模災害の場合、情報収集活動が長期化する可能性があるため、交代要員を事前に確保しておく。

■現場情報班の活動拠点と構成人数

No	活動拠点	現場情報班員の構成人数		
		活動地区リーダー	部 員	計
1	蓮田中央小学校	地区ごとに1名配置し、班員の収集情報を情報収集班に伝達し、本部との連絡調整を行う。	2人	3人
2	蓮田南小学校		2人	3人
3	蓮田北小学校		2人	3人
4	平野小学校		2人	3人
5	黒浜小学校		2人	3人
6	黒浜西小学校		2人	3人
7	黒浜南小学校		2人	3人
8	黒浜北小学校		2人	3人
9	蓮田中学校		2人	3人
10	蓮田南中学校		2人	3人
11	黒浜中学校		2人	3人
12	平野中学校		2人	3人
13	黒浜西中学校		2人	3人
合計			26人	39人

2. 発災直後の活動

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間中に震度5強以上の地震があった場合、あらかじめ指名された職員は、市役所内で地区ごとに「現場情報班」を編成し、市防災行政無線（移動系）を持参して担当地区に向かう。また、「情報収集班」は、「現場情報班」からの情報収集体制を整える。

(2) 勤務時間外の場合

休日、夜間等の勤務時間外の場合、「現場情報班」の活動は、おおむね次のとおりである。

■現場情報班による勤務時間外の活動

- 震度5強以上の地震があった場合は、担当の活動拠点に自発的に参集する。
- 参集手段としては、原則としてオートバイ、自転車、徒歩により参集する。
- 服装等については、活動しやすい服装、靴（運動靴）で参集する。また、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話等を持参しての参集が望ましい。
- 連絡手段が途絶した場合、初めは直接、「情報収集班」へ被害情報を報告するが、その後各自の活動拠点に戻る際は、市防災行政無線（移動系）を持参し、その後は無線により「情報収集班」へ報告を行う。

(3) 現場情報班の活動

「現場情報班」は、発災直後から業務の実施にあたるものとし、具体的な任務は次のとおりである。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■活動内容

活動項目	内容
地区拠点としての連絡所の設置	それぞれの小学校に設置し、本部との情報連絡手段(電話、無線、ファクシミリ等)を確保する。
地区内の人的被害・住家被害情報の収集及び連絡	人的被害・住家被害(棟数及び世帯数)等各種被害情報を収集し、「情報収集班」に報告する。発災初期は速報性を重んじるため、ある程度の概数を把握する。それ以降は、詳細な情報を入手するとともに、被災世帯調査も実施する(「第3編 第1部 第4章 第6節 応急住宅対策」(p266)を参照)。
発災初期における地区内の住民の避難誘導	「避難所を所管する各班」は、消防職員(警防班員)、消防団員と連携して避難所までの避難誘導を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、必要により警察、関係機関等へ協力を要請する。特に、要配慮者に対しては、「避難行動要支援者名簿」を用いて、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(「避難支援等関係者」という。)が情報を共有して避難を支援する。 また、地区内の外国人の居住状況などから、必要に応じて外国語による広報(主として、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ハングル語)などの実施に努める。
その他被災者を救援する活動の応援	避難所の設置、救護所の設営、給水及び援助物資の支給等の救援活動について、各救援活動の担当班に可能な限り協力する。

3. 救援期後の活動

救援期後も人的被害・住家被害情報の収集・連絡を中心に活動を継続する。

なお、活動の長期化による現場情報班員の疲労等に備えて班員の交代を効率よく実施する。

第2 災害対策本部の設置・運営

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定及び蓮田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施責任者 (4) 設置の手順 (5) 廃止基準 (6) 設置及び廃止の通知 (7) 県への行政機能の確保状況の報告	本部運営班 情報発信班 総 務 班 消防本部班 関係各班
2. 災害対策本部の運営 (1) 本部長 (2) 副本部長（副市長、教育長） (3) 本部員 (4) 本部会議 (5) 総合政策部室 (6) 現地災害対策本部 (7) 現場指揮本部 (8) 各部班	本部運営班 各班
3. 災害対策本部の組織編成、分担業務 (1) 災害対策本部の組織編成 (2) 各部班の分担業務	各班
使用する資料及び様式	
➤ 蓮田市災害対策本部条例【資料1. 2】 ➤ 災害対策本部室レイアウト【資料3. 1】 ➤ 緊急対策会議等連絡網【資料3. 2】 ➤ 関係機関連絡先一覧表【資料11. 3】 ➤ 市町村行政機能チェックリスト【様式41】	

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- 本市域で震度5強以上を観測したとき
- その他市長が必要と認めたとき

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため市庁舎 201 会議室に設置する。

ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、消防本部庁舎、被災を免れた最寄りの公共施設の順位で設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総合政策部長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、以下の手順によるものとする。

NO.	項目	内容
①	庁舎の被害状況の把握	「総務班」は、市庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施す。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	「秘書班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況及び職員参集メールを用いて安否状況等を掌握する。
③	通信機能の確保	「本部運営班」及び「消防本部班」は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	「本部運営班」は、災害対策本部室をあらかじめ定めたレイアウトに従って設置する。
⑤	本部設置の掲示	「本部運営班」は、市庁舎玄関及び災害対策本部室入口に「蓮田市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	「関係各班」は、執務場所を所定の場所に設置できない場合、「本部運営班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

① 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「本部運営班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する関係各班は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外	各職員は、テレビ、ラジオ等により本市の震度に関する情報を把握する。 「本部運営班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、職員参集メールにより通知する。

② 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	本部運営班
利根地域振興センター	災害オペレーション支援システム、電話、FAX	本部運営班
市防災会議機関	電話、FAX	本部運営班
議会	電話、FAX	議会事務局班
報道機関	電話、FAX	情報発信班
応援協定締結自治体	電話、FAX	本部運営班
市民	市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、公式ツイッター、市ホームページ	情報発信班

注）県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。また、市域内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する（「火災・災害等即報要領」改正 令和元年6月消防応第12号）。

国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	一般加入電話	電話	03(5253)7527
		FAX	03(5253)7537
	消防防災無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03(5253)7777
		FAX	03(5253)7553
	消防防災無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

※(注) TN は、回線選択番号を示す。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

(7) 県への行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

■震度6弱以上の場合の県への報告事項

- トップマネジメントが機能しているか。
- 人的体制は充足しているか。
- 物的環境（庁舎施設等）は整っているか。

2. 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部長

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部長、副本部長及び本部長をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部長以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、「本部運営班」が実施する。

■本部会議の協議、調整事項

- 震災応急対策の基本方針に関すること。
（救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等）
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難情報に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 埼玉県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 隣接市町との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(5) 総合政策部室

災害対策本部の総括的窓口は総合政策部とし総合政策部室を設置する。また、各部は、本部の指示事項を確実に把握するため連絡職員を総合政策部室に派遣する。

(6) 現地災害対策本部

被害激甚な地区に必要な応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。要員配備は、本部長がその都度決定する。

(7) 現場指揮本部

現場における消防活動及び救出・救助活動においては、複数の防災関係機関との活動調整及び情報連絡調整が必要になるため、必要な応じて現場指揮本部を設置する（本部長（代行権限者：消防長））。

(8) 各部班

「各部班」ごとに定められた分担業務（「(2) 各部班の分担業務」(p149～154)）に従って災害応急対策を遂行する。

3. 災害対策本部の組織編成、分担業務

(1) 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

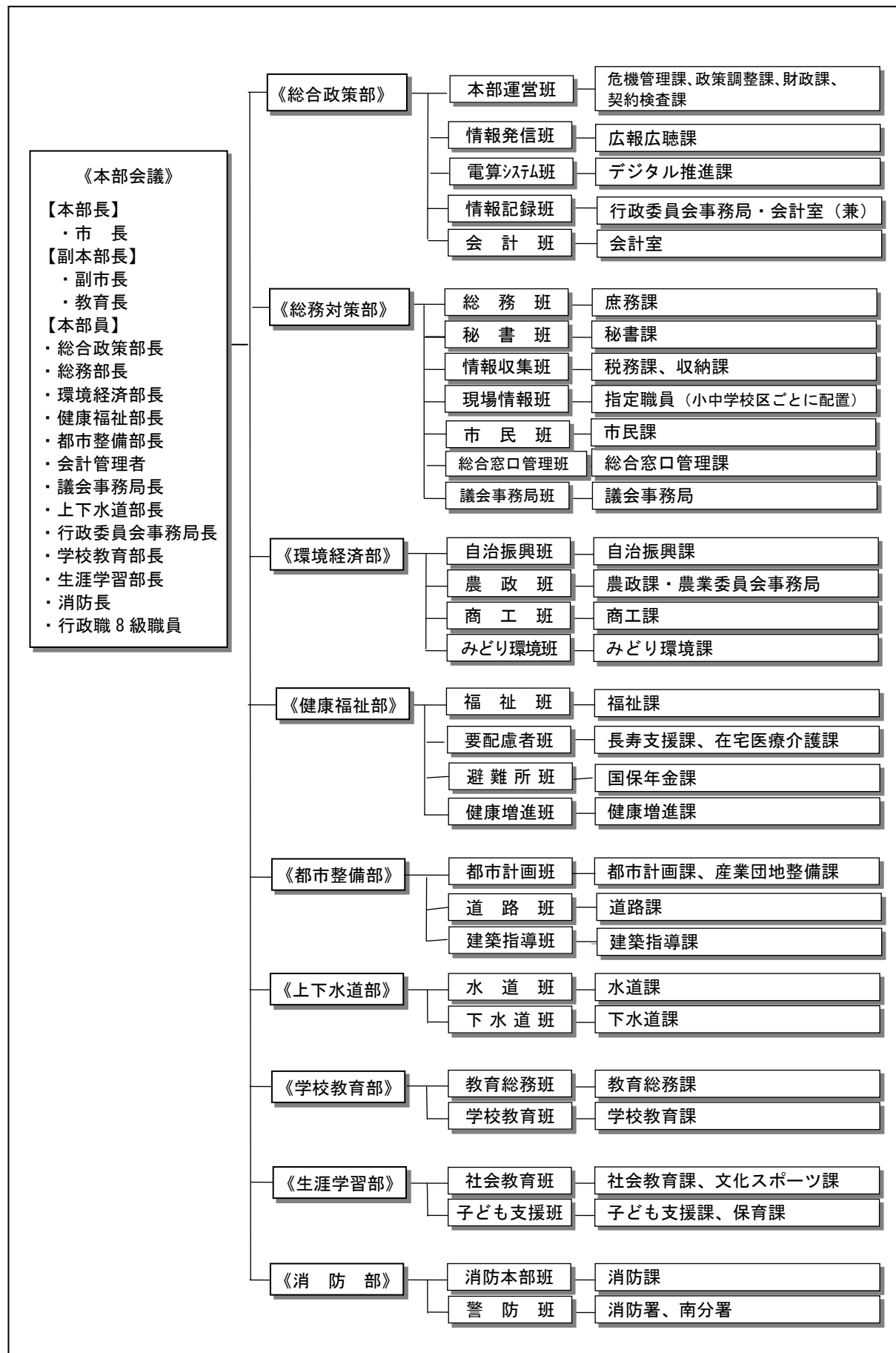
第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■蓮田市災害対策本部組織図

[令和6年4月1日現在]



(2) 各部班の分担業務

「各部班」の分担業務は、以下のとおりである。

■【総合政策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
総合政策部 【責任者】 総合政策部長 【部員】 ・総合政策部 ・行政委員会事務局 ・会計室	本部運営班 【班長】 危機管理課長 【副班長】 政策調整課長 財政課長 契約検査課長 【班員】 ・危機管理課 ・政策調整課 ・財政課 ・契約検査課	1. 本部設置及び廃止に関すること 2. 本部の事務局に関すること 3. 本部会議の事務運営 4. 職員の動員配備の決定及び総務部への伝達 5. 各部班との連絡調整（応援職員の受入れ調整を含む） 6. 地震情報・気象情報等の収集・伝達 7. 避難指示及び警戒区域の設定 8. 県、関係機関との連絡調整 9. 県への応援要請に関すること 10. 自衛隊への災害派遣要請及び受入に関すること 11. 他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関すること 12. 民間団体等への協力依頼及び労働者の雇用 13. 防災行政無線の運用及び統制に関すること 14. ヘリコプター及び輸送拠点の確保 15. 被害状況の総括取りまとめに関すること 16. 災害予算の編成及び資金調達に関すること 17. 災害予算の執行及び管理に関すること 18. 災害復興対策本部の設置及び災害復興計画の策定
	情報発信班 【班長】 広報広聴課長 【班員】 広報広聴課	1. 災害（地震）情報、避難情報等の住民への伝達 2. 災害対策本部設置に関する住民への公表 3. 被災者救援活動に関する住民への広報 4. 災害伝言ダイヤル 171 等を利用した安否確認の促進に関する広報（帰宅困難者対策を含む） 5. 安否情報の提供に関すること 6. 報道機関への報道依頼（帰宅困難者への交通情報、一時滞在施設情報等の広報を含む）及び取材対応 7. インターネットによる災害情報の発信に関すること 8. 広聴活動（市民相談窓口の開設等）に関すること
	電算システム班 【班長】 デジタル推進課長 【班員】 デジタル推進課	1. 電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関すること 2. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力
	情報記録班 【班長】 行政委員会事務局次長 【班員】 行政委員会 会計室（兼）	1. 災害記録写真等の撮影・編集及び保存に関すること 2. 被災世帯調査の取りまとめ 3. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■【総合政策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
(続き) 総合政策部 【責任者】 総合政策部長 【部員】 ・総合政策部 ・行政委員会事務局 ・会計室	会計班 【班長】 会計室長 【班員】 会計室	1. 災害対策に必要な経費の予算経理 2. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力

注) 班名欄に【副班長】の記載の無い班は、【班長】の次席の職員が【副班長】を担当する。
以下の表も同様とする。

■【総務対策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
総務対策部 【責任者】 総務部長 【部員】 ・総務部 ・議会事務局	総務班 【班長】 庶務課長 【班員】 庶務課	1. 庁舎の安全点検 2. 来庁者への対応 3. 緊急車両の確認申請 4. 輸送車両及び燃料の確保
	秘書班 【班長】 秘書課長 【班員】 秘書課	1. 職員への動員の伝達、動員名簿の作成 2. 職員の参集・配置状況の把握及び調整の総括 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握 4. 他の地方公共団体等からの応援職員の受入れの総括 5. 他の地方公共団体等への職員派遣の総括 6. 職員用の飲料水、食料、トイレ等の確保 7. 労務管理及び安全衛生に関すること 8. 職員の公務災害に関すること 9. 災害の視察及び見舞いなど来庁者対応に関すること 10. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力
	情報収集班 【班長】 税務課長 【副班長】 収納課長 【班員】 ・税務課 ・収納課	1. 住民等からの通報等への対応・内容整理 2. 住民・出動職員・防災関係機関等からの電話による災害情報等の担当班への取次に関すること 3. 市内被災現場担当からの情報の収集・とりまとめ 4. 各部班からの災害情報の収集・取りまとめ 5. 家屋（住家）被害認定調査及び罹災証明の調査に関すること。
	現場情報班 (小学校区ごと) 【班長】 活動地区リーダー 【班員】 指名職員	<現場担当> 1. 人的・住家被害情報の収集・報告（地区ごと） 2. 避難誘導（地区ごと） 3. 被災世帯調査に関すること

■【総務対策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
(続き) 総務対策部 【責任者】 総務部長 【部員】 ・総務部 ・議会事務局	市民班 【班長】 市民課長 【班員】 市民課	1. 外国人の安全確保 2. 遺体の捜索に関する事務 3. 遺体安置所及び棺・ドライアイス等の確保 4. 遺体の搬送に関する関係業者との連絡調整 5. 遺体に関する埋火葬に関すること 6. 罹災台帳の作成並びに罹災証明書の発行
	総合窓口管理班 【班長】 総合窓口管理課長 【班員】 総合窓口管理課	1. 帰宅困難者への支援 2. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力
	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長 【班員】 議会事務局	1. 議会との連絡調整 2. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力

■【環境経済部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
環境経済部 【責任者】 ・環境経済部長 【部員】 ・環境経済部 ・農業委員会事務局	自治振興班 【班長】 自治振興課長 【班員】 自治振興課	1. 交通規制に関すること 2. 障がい物の除去 3. ボランティアセンターの設置に係る連絡調整 4. ボランティア活動の支援 5. 管理施設の被害状況の把握、応急復旧
	農政班 【班長】 農政課長 【班員】 農政課・農業委員会事務局	1. 米穀需要の把握（避難所）並びに調達・確保・供給 2. 生活必需品の調達・確保・供給 3. 救援物資の輸送・配分 4. 農業関係の被害状況の把握・伝達 5. 被災農林事業者への融資
	商工班 【班長】 商工課長 【班員】 商工課	1. 食料・生活必需品の需要の把握（避難所）並びに調達・確保・供給 2. 救援物資の輸送・配分 3. 商工業関係の被害調査 4. 被災中小企業への融資
	みどり環境班 【班長】 みどり環境課長 【班員】 みどり環境課	1. 重要道路における廃棄物の処理 2. 清掃施設の被害状況把握・伝達 3. し尿・生活ごみ・災害廃棄物の処理 4. 公園の被害状況の把握・伝達 5. 公園の応急復旧 6. 防疫活動に関すること

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■【健康福祉部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
健康福祉部 【責任者】 ・健康福祉部長 【部員】 ・健康福祉部	福祉班 【班長】 福祉課長 【班員】 福祉課	1. 要配慮者の安否確認、避難援護 2. 社会福祉施設の被害状況の把握及び支援 3. 要配慮者に対する避難所等の配慮 4. 災害救助法適用に関する報告、申請、運用 5. 義援金の受付・配分 6. 災害弔慰金・見舞金の支給並びに災害援護資金等の貸付
	要配慮者班 【班長】 長寿支援課長 【副班長】 在宅医療介護課長 【班員】 ・長寿支援課 ・在宅医療介護課	1. 要配慮者の安否確認、避難援護 2. 社会福祉施設への支援 3. 要配慮者に対する避難所等の配慮 4. 健康福祉部内の他班が実施する活動の協力
	避難所班 【班長】 国保年金課長 【班員】 国保年金課	1. 避難所名簿の作成 2. 避難所における食料及び生活必需品の需要の把握 3. 避難所の管理・運営 4. 避難所のニーズ調査
	健康増進班 【班長】 健康増進課長 【班員】 健康増進課	1. 医療機関の被害状況把握・伝達 2. 医療救護体制の確立 3. 職員の健康管理に関すること 4. 遺体の処理に関すること 5. 保健衛生に関すること 6. 避難所での医療・保健衛生に関すること 7. リ災者のメンタルケア対策に関すること

■【都市整備部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
都市整備部 【責任者】 ・都市整備部長 【部員】 ・都市整備部	都市計画班 【班長】 都市計画課長 【副班長】 産業団地整備課長 【班員】 ・都市計画課 ・産業団地整備課	1. 都市整備部及び他部が実施する活動の協力 2. 災害復興対策本部の設置並びに災害復興計画の策定
	道路班 【班長】 道路課長 【班員】 道路課	1. 道路・土木施設、河川施設の被害状況の把握・点検・伝達 2. 重要道路の応急措置 3. 救助用資機材の確保 4. 二次災害の防止（水防活動に関すること） 5. 道路・土木施設の応急復旧

■【都市整備部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
(続き) 都市整備部 【責任者】 ・都市整備部長 【部員】 ・都市整備部	建築指導班 【班長】 建築指導課長 【班員】 建築指導課	1. 避難所等市有施設の点検・応急対策 2. 民間建物の応急危険度判定（判定実施本部の開設） 3. 住宅ニーズの把握 4. 被災住宅の応急修理 5. 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定 6. 公営住宅等のあっせん 7. 災害援護資金等の貸付

■【上下水道部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
上下水道部 【責任者】 ・上下水道部長 【部員】 ・上下水道部	水道班 【班長】 水道課長 【班員】 水道課	1. 水道施設の被害状況の把握・伝達 2. 飲料水の調達・確保 3. 給水活動の実施 4. 水道施設の応急復旧
	下水道班 【班長】 下水道課長 【班員】 下水道課	1. 下水道施設の被害状況の把握・伝達 2. 下水道施設の応急復旧

■【学校教育部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
学校教育部 【責任者】 ・学校教育部長 【部員】 ・学校教育部	教育総務班 【班長】 教育総務課長 【班員】 教育総務課	1. 教育関連施設の被害状況の把握・伝達 2. 避難所の開設並びに避難者名簿の作成 3. 学校施設の応急復旧 4. 避難所の管理・運営 5. 応急教育の実施
	学校教育班 【班長】 学校教育課長 【班員】 学校教育課	1. 避難所での炊き出しの調整・実施及び事務 2. 児童及び生徒の安全確保 3. 学用品の確保・調達 4. 学校給食の応急措置 5. 応急教育の実施 6. 学校教育部内の他班が実施する活動の協力

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■【生涯学習部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
生涯学習部 【責任者】 ・生涯学習部長 【部員】 ・生涯学習部	社会教育班 【班長】 社会教育課長 【副班長】 文化スポーツ課長 【班員】 ・社会教育課 ・文化スポーツ課	1. 社会教育関係施設の被害情報の連絡及び調整 2. 学校教育部、生涯学習部内の他班が実施する活動の協力
	子ども支援班 【班長】 子ども支援課長 【副班長】 保育課長 【班員】 ・子ども支援課 ・保育課	1. 保育園児の避難及び保護 2. 社会福祉施設の被害状況の把握及び支援 3. 要配慮者の安否確認、避難援護 4. 要配慮者に対する避難所等の配慮 5. 学校教育部、生涯学習部内の他班が実施する活動の協力

■【消防部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
消防部 【責任者】 消防長 【部員】 ・消防課 ・消防署 ・南分署	消防本部班 【班長】 消防課長 【班員】 消防課	1. 消防無線等情報通信手段の確保 2. 火災に関する災害情報の収集・伝達 3. 救急・救助に関する災害情報の収集・伝達 4. 現場指揮本部の設置 5. 消防の応援要請及び受入に関すること 6. 二次災害の防止（水防活動、危険物施設等の状況把握等）
	警防班 【班長】 消防署長 【班員】 ・消防署 ・南分署	1. 消火活動 2. 救急・救助活動 3. 避難誘導 4. 死者及び行方不明者の捜索 5. 避難所での防火に関すること

第3 災害対策本部運営の留意事項

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 本部設置時の留意事項 (1) 来庁者の安全確保 (2) 議会との連絡調整 (3) 視察・見舞者の応接 (4) 会計処理	本部運営班 議会事務局班 秘 書 班 各 班 会 計 班
2. 応急活動時の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 職員及び職員の家族の被災状況の把握 (3) 職員の健康管理 (4) 災害対策要員のローテーション (5) 公務災害処理	本部運営班 健康増進班 秘 書 班

1. 本部設置時の留意事項

(1) 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

「本部運営班」は、直ちに庁舎消防計画に基づいて来庁者の負傷等の状況把握及び応急手当、避難誘導等の安全対策を実施する。

(2) 議会との連絡調整

「議会事務局班」は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

(3) 視察・見舞者の応接

「秘書班」は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

(4) 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

2. 応急活動時の留意事項

(1) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも関わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「秘書班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

(3) 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、被災、死傷した方々に対する対応というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「健康増進班」は、「秘書班」と連携し、職員の健康管理に努める。

(4) 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して、交代で必要な休憩を確保しつつ、災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

(5) 公務災害処理

「秘書班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

第3節 情報通信手段の確保

災害が発生した場合、関係防災機関との相互間の通知、要請、指示、伝達等は応急対策活動を迅速に行うためにも重要となる。

このため、情報通信体制を適切に確立し、早急な応急対策活動を行うものとする。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 消防無線	本部運営班 消防本部班
2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク (2) 災害時優先電話 (3) 非常電報・緊急電報 (4) 非常通信（非常無線）	本部運営班
3. 市民への情報伝達 (1) 市防災行政無線（固定系） (2) 安心安全メール等による情報伝達 (3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達 (4) 要配慮者への情報伝達	本部運営班 情報収集班 情報発信班
資料・様式	
➤ 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表【資料4. 3】 ➤ 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表【資料4. 4】 ➤ 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程【資料4. 5】 ➤ 蓮田市防災行政用無線運用要綱【資料4. 6】	

1. 各班間の情報通信手段

(1) I P無線及び市防災行政無線（移動系）

「各班」間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、I P無線及び市防災行政無線（移動系）があり、「各班」は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

「本部運営班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

(2) 消防無線

消防本部、消防署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、「消防本部班」は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県防災行政無線及び衛星通信ネットワークを設置している。

「各班」は、電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

本市では、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳（ふくそう）時等においても発信が優先される措置が講じられている。

各部は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、「本部運営班」に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

(3) 非常電報・緊急電報

災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

(4) 非常通信（非常無線）

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

3. 市民への情報伝達

(1) 市防災行政無線（固定系）

市から一般住民への情報伝達手段としては、市防災行政無線（固定系）があり、「各班」は「情報収集班」を通じて、これを用いた市民への情報伝達を積極的に行う。

なお、「本部運営班」は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) 安心安全メール等による情報伝達

市は、スマートフォンや携帯電話のメールを利用して、防災行政無線で放送した防災情報を、登録した住民等へ安心安全メールを配信している。

また、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メールなど、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「本部運営班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ、J：COMに要請する。

なお、通知及び要請等の内容は「情報発信班」が検討する（「第3編 第1部 第3章 第4節 3. 報道機関を通じての広報」（p191）参照）。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第3節 情報通信手段の確保

第4節 公共的団体及び民間団体への協力依頼

大規模な災害の場合、市職員だけでの対応は大変困難になる。そのため、市内の公共的団体及び民間団体への協力依頼を積極的に行う。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 市内の公共的団体への連携体制	本部運営班 (関係各班)
2. 市内の公共的団体への協力依頼	
3. 流通業者等民間団体への協力依頼	
4. 人的公用負担（災害対策基本法第 65 条等）	
5. 労働者の雇用	
6. 災害救助法が適用された場合の事務	
資料・様式	
➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料 1 0. 2】	
➤ 関係機関連絡先一覧表【資料 1 1. 3】	
➤ 救助実施記録日計票【様式 2】	
➤ 人夫雇上げ台帳【様式 3】	

1. 市内の公共的団体への連携体制

災害発生時には、市内一丸となった対応が不可欠であることから、市内の公共的団体等に対して市が設置する「災害対策連絡会議」への参加、協力を呼びかけ、この場で市からの要請事項の伝達や各団体からの要望事項の把握を行うなどして連携を図る。

■市内の主な公共的団体等と関係班

市内の公共的団体等	関係班
蓮田市社会福祉協議会	福祉班
蓮田市民生委員・児童委員協議会	福祉班
蓮田市商工会	商工班
蓮田市医師会	健康増進班
蓮田市歯科医師会	健康増進班
蓮田市薬剤師会	健康増進班
蓮田市交通指導員会	自治振興班
蓮田市管工事業協同組合	水道班
蓮田市防火安全協会	消防本部班

2. 市内の公共的団体への協力依頼

「関係各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

協力依頼は、「災害対策連絡会議」の場で行うほか、必要な場合、「関係各班」が各々関係する市内の公共的団体等に対して行うこととし、依頼を行った「関係各班」は、その旨を逐次「本部運営班」に報告する。

■協力依頼事項（例）

- 炊き出し支援
- 食料、物資の仕分・運搬・配布
- 避難所での情報伝達
- 避難所での避難者名簿の作成
- 安否の確認
- 広報誌、ビラの配布・貼付等
- 給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）

■協力依頼の手順

①	「関係各班」は、市内の公共的団体等への協力依頼を行う場合、次の事項を示した上で依頼する。 ➤ 協力を必要とする理由 ➤ 従事場所 ➤ 作業内容 ➤ 人員 ➤ 従事時間 ➤ 集合場所 ➤ その他参考となる事項
②	「関係各班」は、①の依頼を行った場合、「本部運営班」にその旨を報告する。

3. 流通業者等民間団体への協力依頼

「各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、民間団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

依頼事項としては、2. で掲げたものが例示され、協力依頼の流れも2. に準じる。

4. 人的公用負担（災害対策基本法第65条等）

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第65条）。

手続き関係は「本部運営班」が処理するものとし、「関係各班」は必要な場合、「本部運営班」にその旨を伝える。

5. 労働者の雇用

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、「本部運営班」が一般人の中から公募して対応する。

人夫費の支給等については災害救助法に基づく。

■人夫雇い上げの範囲

- 被災者の避難
- 医療及び助産における人夫
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理、輸送及び配分
- 遺体の搜索
- 遺体の処理（埋葬を除く）

6. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、救助の実施に必要な人夫を雇い上げた場合、「本部運営班」は、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
- 人夫雇い上げ台帳（【様式3】を参照）

第5節 広域応援要請

災害に際して市内の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 県への広域応援要請 (1) 災害対策基本法第 68 条に基づく応援の要求 (2) 自衛隊への災害派遣要請依頼 (3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼 (4) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	本部運営班 (関係各班)
2. 他市町村への応援要請 (1) 災害時応援協定締結市町に対する応援要請 (2) 災害対策基本法第 67 条に基づく応援の要求（協定締結市町を除く） (3) 消防相互応援協定に基づく応援要請	
3. 応援の受け入れ (1) 連絡体制の確保 (2) 受け入れ拠点の指定 (3) 活動の調整 (4) 経費の負担	
4. 職員の派遣要請・あつせん要請 (1) 趣旨 (2) 手続き	
資料・様式	
➤ 災害時の避難場所相互利用に関する協定【資料 2. 2-1】【資料 2. 2-4】【資料 2. 2-5】 ➤ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定【資料 2. 2-2】 ➤ 災害時における相互応援に関する協定【資料 2. 2-3】 ➤ 災害時相互応援に関する協定【資料 2. 2-6、-7】 ➤ 県への応援要請文書（災害対策基本法第 68 条に基づく県への応援の要求）【様式 4】	

1. 県への広域応援要請

(1) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

「本部運営班」は、県統括部に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、本部運営班にその旨を申し出る。

第5節 広域応援要請

- 164 –

■派遣対象業務

期間	業務・職種
短期（派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる）	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等

2. 他市町村への応援要請

(1) 災害時応援協定締結市町に対する応援要請

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町に対し以下の事項を示して応援を求める。

「本部運営班」は、協定市町の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「本部運営班」にその旨を申し出る。

なお、災害時応援協定の詳細については、資料編を参照のこと。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援場所及び応援場所までの通行可能経路
- 応援を必要とする期間
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

■協定並びに協定締結市町

協 定 名	協定締結市町
災害時における相互応援に関する協定	久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町
災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	春日部市、宮代町、白岡市、杉戸町、
災害時における避難場所相互利用に関する協定	さいたま市、上尾市、伊奈町
災害時相互応援協定	長野県松川町、東京都北区

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町を除く）

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町を除く）に対し次の事項を示して応援を求める。

「本部運営班」は、他の市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「本部運営班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「第3編 第1部 第3章 第5節 消防」(p192)に定めるとおり。

3. 応援の受け入れ

(1) 連絡体制の確保

「1. 県への広域応援要請」及び「2. 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し「本部運営班」との連絡体制を確保する。

(2) 受け入れ拠点の指定

「本部運営班」は、「1. 県への広域応援要請」及び「2. 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受け入れ拠点を指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となて行う。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。ただし、消防応援は各協定の定めのとおりとする。

4. 職員の派遣要請・あっせん要請

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

■職員の派遣要請

- 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

■職員の派遣のあっせんの要求

- 県知事に対する職員の派遣のあっせんの要求（災害対策基本法第30条）

(2) 手続き

「本部運営班」は、「関係各班」からの要請を踏まえ、本部長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

■職員の派遣要請の場合の記載事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

■職員の派遣のあっせんの要求の場合の記載事項

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害派遣要請依頼の基本方針	本部運営班 (関係各班)
2. 災害派遣の活動内容及び関係各班	
3. 災害派遣要請依頼の手続き (1) 総括的窓口 (2) 手続き	
4. 災害派遣部隊の受け入れ (1) 受け入れ準備 (2) 災害派遣部隊の活動拠点 (3) 災害派遣部隊到着後の措置	
5. 災害派遣部隊の撤収要請	
6. 経費の負担区分	
資料・様式	
➤ 緊急時ヘリコプター離発着場【資料7. 1】 ➤ 自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）【様式5】 ➤ 自衛隊への災害派遣部隊の撤収依頼文書（県知事あて）【様式6】	

1. 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う（災害対策基本法第68条第2項（災害派遣の要請の要求等））。

災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

■災害派遣の要件

1 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
2 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
3 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

2. 災害派遣の活動内容及び関係各班

自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容及び当該活動を担当する市の「関係各班」は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区 分	活 動 内 容	関係各班
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	情報収集班 現場情報班
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	関係各班
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	警防班
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	警防班 道路班
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。	警防班
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	道路班 自治振興班
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。	健康増進班 みどり環境班
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	本部運営班 農政班 商工班
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	避難所班 水道班
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	農政班 商工班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	消防本部班
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	本部運営班
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	情報発信班
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。	本部運営班

3. 災害派遣要請依頼の手続き

（1）総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、「本部運営班」とする。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

(2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「本部運営班」にその旨を伝達する。「本部運営班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

■県への依頼要領

提出先	埼玉県（統括部）
提出部数	3部
記載事項	➤ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➤ 派遣を必要とする期間 ➤ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ➤ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➤ その他参考となるべき事項

■県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119

なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。この場合、本部長は速やかにその旨を県知事に通知する。（災害対策基本法第68条第2項2）

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目	048-663-4241～5 内線：437 時間外：402

4. 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 受け入れ準備

「本部運営班」は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受け入れに万全を期す。

■派遣部隊の受け入れに伴う留意事項

- 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。
- 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。
- ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をすること（「**■ヘリコプター発着場表示要領**」参照）。

■ヘリコプター発着場表示要領

項目	内容
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約 10m程度の円を描き、中央にHと記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる（布製、風速 25m/秒に耐えられる強度）。

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

場所	住所	連絡先	備考
県立蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	
蓮田市総合市民体育館 多目的グラウンド	閏戸 2343-1	768-1717	

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜 6 度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。 少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。 ただし、東西南北 100m×100mの地積があればよい。

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

「本部運営班」は、「関係各班」と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

➤ 派遣部隊の長の官職氏名 ➤ 隊員数 ➤ 到着日時 ➤ 従事している作業内容及び進捗状況
--

5. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第7節 ボランティアとの連携

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアとの連携を図る。

【活動項目】

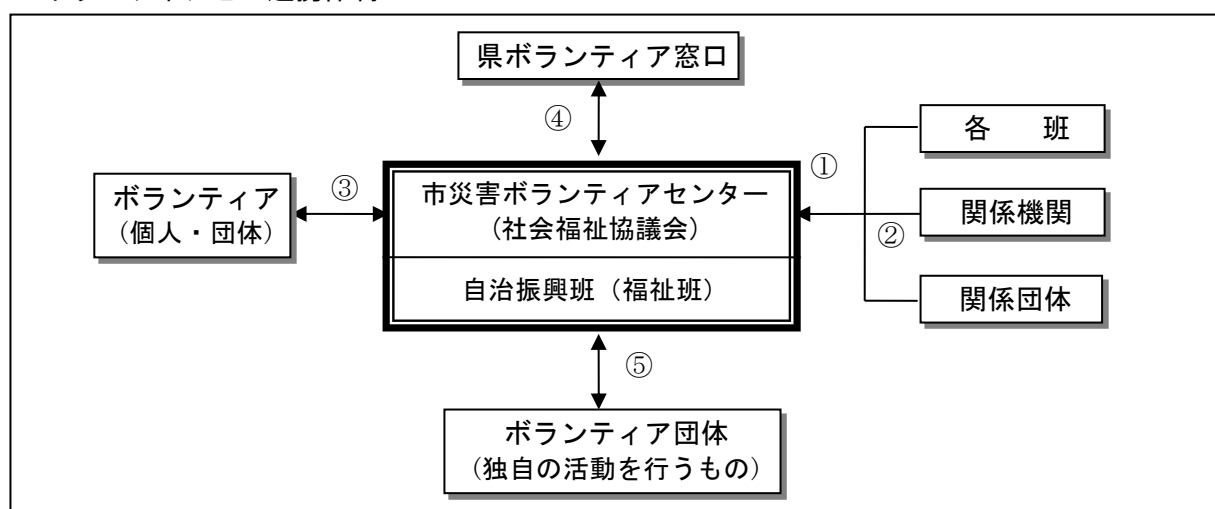
活 動 概 要	担当班等
1. ボランティアとの連携体制	自治振興班（福祉班）
2. 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項	
3. ボランティアへの支援 （1）情報提供 （2）資機材等物品、車両の貸与 （3）活動拠点の支援 （4）健康管理への支援	
資料・様式	
➤ ボランティア受付名簿【様式7】	

1. ボランティアとの連携体制

本部を設置した場合、ボランティア（医療ボランティア、被災建築物応急危険度判定士等専門技能分野のボランティアを除く。以下、同じ。）との有機的な連携を図るため、蓮田市災害ボランティアセンターを設置し次のような活動を行う。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

■ボランティアとの連携体制



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第7節 ボランティアとの連携

■ボランティアとの連携手順

- | |
|--|
| ① ボランティアとの連携の窓口は市災害ボランティアセンターとし、センターの設置場所は、災害による損傷や二次災害のおそれが少ない施設の中から、社会福祉協議会と協議の上、決定する。
運営は、「自治振興班」及び「福祉班」の協力を得ながら市社会福祉協議会が行う。 |
| ② 市災害ボランティアセンターは、各班、関係機関及び関係団体からボランティアに協力を求める事項を受け付ける。各班、関係機関及び関係団体は、次の事項を市災害ボランティアセンターに伝達し、協力を求める。
ア. 活動内容
イ. 活動期間
ウ. 必要な人数、技能等
エ. 必要な資機材
オ. 集合先
カ. 連絡先 |
| ③ 市災害ボランティアセンターは、ボランティア（個人、団体）からの協力の申し出を受け付け、②をもとに協力依頼事項を紹介する。また、ボランティア受付名簿を作成する。 |
| ④ 市災害ボランティアセンターは、県の設置するボランティアの窓口と連絡を密にし、情報交換やボランティアの確保要請等を行う。 |
| ⑤ 災害ボランティアセンターは、市内で独自に活動を行っているボランティア団体の把握を行い、当該団体との意志疎通を図るため、適時情報交換を行う。 |

2. 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項

■ボランティアへの協力依頼事項（例）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 市災害ボランティアセンターの設置及びコーディネート（被災住民が必要としている活動に適切なボランティアを調整・派遣したり、ボランティア相互の総合調整を行う）に関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体に依頼する）。➤ 広報活動に関する事項（張り紙、チラシの配布・貼付、通訳、要配慮者への伝達等）➤ 避難者名簿の整理に関する事項➤ 給水、食料給付に関する事項（運搬給水の支援、要配慮者の補助等）➤ 避難所の運営に関する事項➤ 社会福祉施設や医療機関の支援に関する事項➤ 市に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項 |
|---|

3. ボランティアへの支援

（１）情報提供

「各班」は、ボランティアから情報の提供を求められた場合、積極的に協力する。

「自治振興班」は、社会福祉協議会の協力を得て連絡調整窓口となる。

（２）資機材等物品、車両の貸与

「各班」は、ボランティアから物品等の貸与を求められた場合、積極的に協力する。

「自治振興班」は、社会福祉協議会の協力を得て連絡調整窓口となる。

(3) 活動拠点の支援

「自治振興班」は、市災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保に努める。

(4) 健康管理への支援

「自治振興班」は、ボランティアの健康保持を支援するため、健康管理のための情報提供を行う。

また、医療救護班（「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」（p202）参照）を定期的に市災害ボランティアセンターに巡回させるなどして健康管理を支援する。

第8節 災害救助法の適用

災害によって被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助の適用を申請し、法に基づく、救助の実施の決定を決める。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害救助法適用に関係する被害情報の収集と判断 （1）被害情報の収集 （2）災害救助法適用申請要否の判断	福 祉 班 現場情報班 情報収集班
2. 災害救助法適用申請と運用 （1）災害救助法適用の県への申請 （2）救助の種類・実施期間・実施者 （3）救助の実施状況等の把握及び報告	福 祉 班
3. 災害救助法が適用されない場合の措置	
資料・様式	
➤ 救助の種類・実施期間・実施者【資料10. 1】 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 救助日報【様式8】	

1. 災害救助法適用に関する被害情報の収集と判断

(1) 被害情報の収集

「現場情報班」は、住家被害等災害救助法適用に係る被災住家の概数及び世帯数を地震発生後直ちに把握（判断）し、「情報収集班」に報告する。

(2) 災害救助法適用申請要否の判断

「福祉班」は、「情報収集班」から（1）で収集した情報を取得し、災害救助法適用基準を満たすか否かを判断する。

区分	内容
適用条件を満たすと判断される場合	「2. 災害救助法適用申請と運用」（p178）へ
適用条件を満たさない場合	「3. 災害救助法が適用されない場合の措置」（p178）へ

■災害救助法適用基準

① 市の区域内で、住家が滅失した世帯数が 80 世帯以上であるとき。
② 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が 40 世帯以上に達したとき。
③ 被害が県下全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当するとき。 ア. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 イ. 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
「滅失住宅」とは 住家の滅失した世帯であるが、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一次的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

■【参考】住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

被害の程度	認定基準
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

2. 災害救助法適用申請と運用

(1) 災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、市内の被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、本部長（実施は「福祉班」）は県知事に対し、災害救助法の適用申請を行う。

(2) 救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類、実施期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。

また、救助の委任については、県から、災害救助法の適用ごとに救助の種別、期間を示して市に委任される。

(3) 救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次により把握し報告する。

① 救助実施記録日計票の作成

「福祉班」は、救助の実施を行う各班に救助実施記録日計票（【様式2】を参照）を救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各班は、所定の事項を記入の上、毎日、福祉班に報告する。

② 救助日報の作成

「福祉班」は、救助実施様式をとりまとめて救助日報（「災害救助の実務」及び【様式8】を参照）を作成し、適時県に報告する。

3. 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて市長の責任において救助を実施する。

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

第1節 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1．地震情報の収集・伝達	本部運営班 情報発信班
2．情報の収集・伝達系統	
3．被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ	
資料・様式	
➤ 気象庁震度階級関連解説表【資料4． 1】	
➤ 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4． 7】	

1. 地震情報の収集・伝達

本市域における震度は、市庁舎に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等を通じて市民に伝達する。気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

■【参考】震度情報、地震情報等

区分	内容
緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表。
震度速報	地震発生後約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時期を発表。地域名は、埼玉県において、「北部」、「南部」、「秩父地方」の3つの区分で表し、本市は南部に位置する。
震源に関する情報	地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。

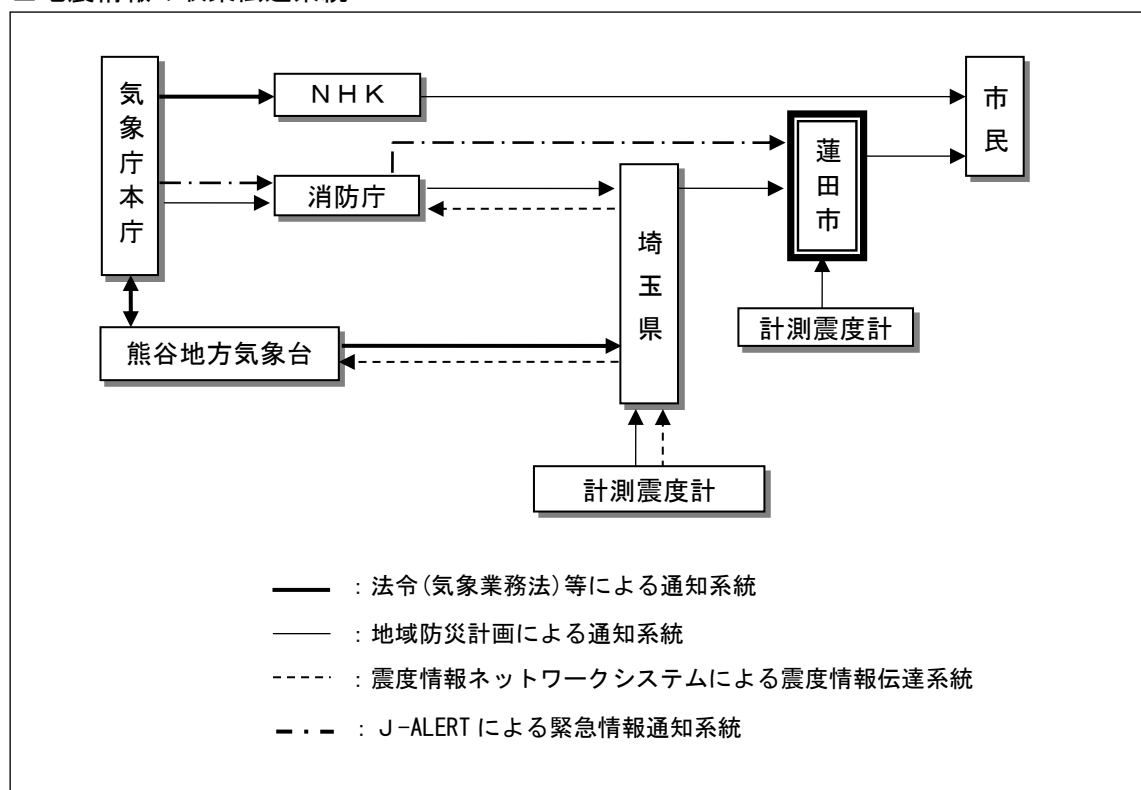
注）「震度」：ある地点での地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測される。

「マグニチュード」：地震そのものの規模を表す。

2. 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は以下のとおりである。

■地震情報の収集伝達系統



注) 計測震度計は、市役所本庁舎に設置されている。

3. 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市内で地震が発生した場合、必要に応じ市防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

第2節 市民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、蓮田市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到する。
 そのため、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速・的確に処理する。

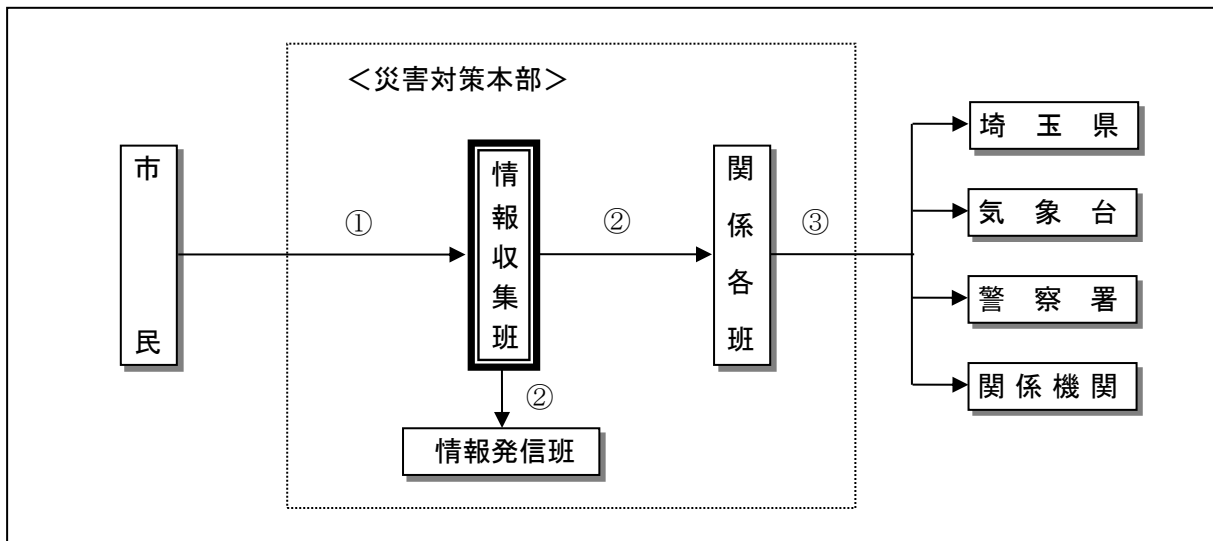
【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
１．市民からの通報の処理	情報収集班
２．市民からの問い合わせの処理	
資料・様式	
➤ 通報処理簿【様式 9】	

1. 市民からの通報の処理

市民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、以下のとおり処理し、情報の効果的な活動を図る。

■市民からの通報の処理



■市民からの通報の処理手順

- ① 「情報収集班」は、市民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ② 「情報収集班」は、通報処理簿を管理するとともに、その写しを「情報発信班」へ回付する。また、必要に応じて「関係各班」にも回付する。
- ③ 「関係各班」は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

注) 上記の処理により、以下の効果を得ることができる。

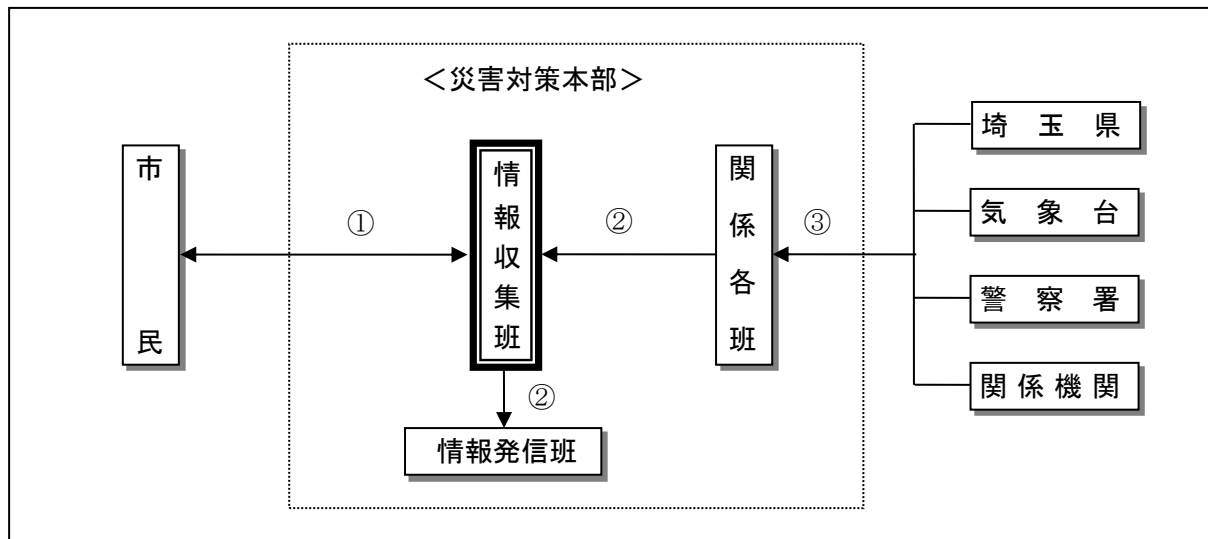
- ア. 市民からの通報の蓄積及び共有化を図ることができる。
- イ. 特定窓口が通報に対応することにより、本部業務の混乱を防ぐことができる。
- ウ. 広報情報の基礎資料を蓄積することができる。

2. 市民からの問い合わせの処理

市民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、以下のとおり処理する。

なお、災害時に市民から問い合わせが予想される内容とこれに関係する班、機関は次頁に示すとおりである。

■市民からの問い合わせの処理



■市民からの問い合わせの処理手順

- ① 「情報収集班」は、市民からの問い合わせを受け付け、把握している情報を基に問い合わせに応じる。
- ② 「情報収集班」は、「関係各班」からの得た情報を管理するとともに、「情報発信班」へ伝達する。
- ③ 「関係各班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲している情報を「情報収集班」に伝達する。

注) 上記の処理を行う上で、以下の点に気をつける。

ア. 問い合わせの処理が各班の災害応急対策の妨げとならないよう、また、情報の輻輳（ふくそう）を避けるため、問い合わせの窓口を一本化する。

イ. 問い合わせへの回答は、問い合わせがあった時点で「情報収集班」が把握している情報を基にすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第2節 市民からの通報・問い合わせの処理

■市民からの問い合わせが予想される内容と関係各班、関係機関

内 容		関係各班、関係機関
被害状況		・情報収集班（現場情報班より収集）
余震の今後の見通し		・本部運営班
家族、知人の 安否に関する情報	死者、行方不明者及び負傷者	・情報収集班
	避難者	・避難所班
	在宅、施設の要配慮者	・福祉班
	児童及び生徒	・学校教育班（在校中の発災の場合）
医療に関する情報（診療可能病院等）		・健康増進班
避難の必要性に関する情報		・本部運営班
水の確保に関する情報		・水道班
食料、救援物資の確保に関する情報		・農政班 ・商工班
遺体の安置等に関する情報		・市民班
電気に関する情報（※）		・東京電力パワーグリッド(株)
下水道、トイレの使用に関する情報		・下水道班 ・みどり環境班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報		・みどり環境班 ・自治振興班
電話に関する情報（※）		・東日本電信電話(株)
通信に関する情報（※）		・(株)NTTドコモ ・ソフトバンク(株) ・KDDI(株)
ガスに関する情報（※）		・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯 ・(株)ミツウロコ ・(株)サイサン ・(株)堀川産業 ・河原実業(株) ・伊藤忠エクスホームライフ関東(株)
道路に関する情報（交通規制状況等）		・自治振興班 ・道路班 ・警察署
公共交通に関する情報（運行状況等）（※）		・JR東日本(株)・朝日自動車(株) ・国際興業(株)・丸建つばさ交通(株)
教育に関する情報（休校等）		・学校教育班
店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報 （ガソリンスタンド、銀行等）		・商工班
ボランティア募集に関する情報		・市災害ボランティアセンター （自治振興班）

注）※「情報収集班」が各機関から入手する。

第3節 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

【活動項目】

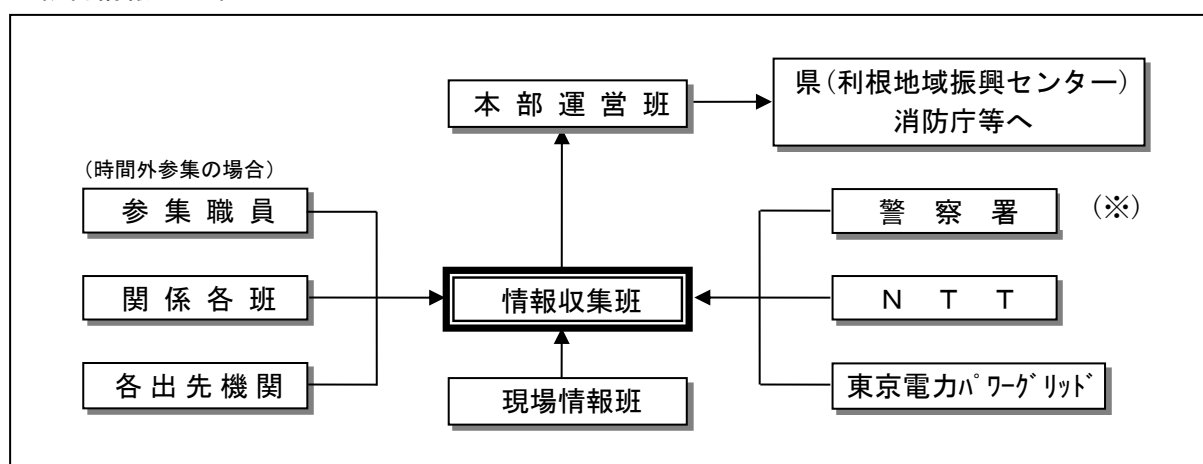
活 動 概 要	担当班等
1. 被害情報等の収集 (1) 被害情報の収集系統 (2) 収集すべき被害情報 (3) 情報を収集する際の留意事項	情報収集班 関係各班
2. 県への伝達 (1) 災害発生速報の報告 (2) 災害経過速報の報告	本部運営班
3. 災害情報の共有	
資料・様式	
➤ 被害状況判定基準【資料4. 8】 ➤ 発生速報【様式10】 ➤ 経過速報【様式11】	

1. 被害情報等の収集

(1) 被害情報の収集系統

発災後の被害情報等の収集については、「情報収集班」が次のとおり一元的に実施する。

■被害情報の収集



注) ※総合政策部職員を派遣する。

(2) 収集すべき被害情報

収集すべき被害の主たる情報については、以下に示すとおりである。

なお、収集すべき情報は、【様式11】の記述項目を基に列挙したものである。

■関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報	関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	・現場情報班
田畑被害	・農政班
道路被害	・道路班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）	・教育総務班 ・社会教育班
公共施設（文教施設を除く）	・施設管理者
病院	・健康増進班
橋りょう・河川	・道路班
清掃施設	・みどり環境班
鉄道不通（※）	・ＪＲ東日本(株)
公園施設	・みどり環境班
水道	・水道班
下水道	・下水道班
電話（※）	・東日本電信電話(株)
通信（※）	・(株) ＮＴＴドコモ ・ソフトバンク（株） ・ＫＤＤＩ（株）
電気（※）	・東京電力パワーグリッド [®] (株)
ガス（※）	・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯 ・(株)ミツウロコ ・(株)サイサン ・(株)堀川産業 ・河原実業(株) ・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)
罹災世帯数	・情報収集班
罹災者数	・情報収集班
火災発生件数	・消防本部班
対策の実施状況（本部設置状況など）	・本部運営班

- 注）１．震度５弱以下の場合（警戒体制の場合）の人的被害、住家被害等については、市民からの通報等により「危機管理課」が情報を把握する。
- ２．関係各班、関係機関が各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、被害状況判定基準【資料４．８】を参照のこと。
- ３．※「情報収集班」が各機関から入手する。

（３）情報を収集する際の留意事項

- ① 被害情報の収集にあたっては、岩槻警察署と緊密に連絡するものとする。
- ② 各種被害の程度に関する調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- ③ 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第3節 災害情報の収集・伝達・共有

帯人員により計算して速報するものとする。

- ④ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ⑤ 家屋の損壊、滅失等や死傷者等を確認した場合は、その所在地、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ⑥ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- ⑦ 行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- ⑧ 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

2. 県への伝達

（1）災害発生速報の報告

「本部運営班」は、以下に示す要領で県へ災害発生速報を行う。

■報告要領

被害の発生直後に、「本部運営班」は、埼玉県災害オペレーション支援システム（被害情報）により入力・登録することにより県（利根地域振興センター）に報告する。

埼玉県災害オペレーション支援システムによる通信が不可能な場合は、電話、防災行政無線または衛星通信ネットワークで報告する。

ただし、県に伝達できない場合は国（総務省消防庁）に電話又は防災行政無線等で報告する。なお、市域内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、国（総務省消防庁）にも報告する。

■留意事項

項目	内容
報告すべき災害	➤ 市災害対策本部を設置したとき。 ➤ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ➤ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。 ➤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認めるとき。 ➤ 本市の被害は軽微であっても、周辺市町等で広域的な被害が発生しているとき。（本市が壊滅的な被害を受け報告ができない事態に陥っているという誤解を避けるため）
報告事項	発生速報【様式10】による。

■報告先（県）

	県が警戒体制を施行する前	県が警戒又は非常体制を施行したとき
勤務時間内 (土、日、祭日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災行政無線（ ）はFAX (地上系) 85-279-951 (950) (衛星系) 89-279-951 (950)	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災行政無線（ ）はFAX (地上系) 85-279-951 (950) (衛星系) 89-279-951 (950)
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 防災行政無線（ ）はFAX (地上系) 85-200-951 (950) (衛星系) 89-200-951 (950)	〈県災害対策本部設置後〉 危機管理防災部災害対策課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159

■報告先（国）

総務省消防庁（電話）勤務時間内：03-5253-7527 勤務時間外：03-5253-7777

（2）災害経過速報の報告

① 報告要領

災害発生速報の報告以降、「本部運営班」は、おおむね2時間ごとにその時点で判明している最新の情報を県（利根地域振興センター）（県に伝達できない場合は国（総務省消防庁））に電話及び防災行政無線等で報告する。

なお、蓮田市区域内で震度5強以上を記録した場合で、消防庁長官からの要請があった場合は、災害発生速報（第一報）後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）にも報告する。

② 留意事項

災害経過速報の報告に際しての留意事項は、以下のとおりである。

区分	内容
報告すべき災害	2.（1）災害発生速報の報告（p186）に準じる。
報告事項	経過速報【様式11】による。
報告先	2.（1）災害発生速報の報告（p186）に準じる。
その他	県に報告する情報に外国人の死者及び重症者等が含まれる場合には、その旨を明記する。

3. 災害情報の共有

「情報収集班」は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、その写しを随時各班、関係機関に回付し、情報の共有を図る。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第3節 災害情報の収集・伝達・共有

■ 共有情報

- 死者、行方不明者の発生地点
- 要救出現場の発生地点
- 火災、崖くずれ等の発生地点
- 避難所の開設地点
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- 通行不能区間
- 交通規制地点
- 停電、断水区域 等

第4節 広報

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、市民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックを未然に防止する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 広報内容と広報情報の収集機関	関係各班
2. 市民への直接の広報 （1）市民への広報 （2）要配慮者への広報	情報発信班
3. 報道機関を通じての広報 （1）報道機関への災害情報の提供 （2）報道機関からの取材への対応	
資料・様式	
➤ 災害に係る情報発信等に関する協定【資料2. 1-44】 ➤ 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】 ➤ 災害時における放送等に関する協定【資料2. 1-18】	

1. 広報内容と広報情報の収集機関

広報すべき内容と広報情報の収集機関は、以下のとおりである。

広 報 内 容	収 集 機 関
被害状況	・情報収集班(現場情報班より収集)
市長からのメッセージ	・情報発信班 ・情報収集班
二次災害防止に関する情報	・道路班 ・消防本部班
医療に関する情報(診療可能病院等)	・健康増進班
避難状況に関する情報	・避難所班
水の確保に関する情報	・水道班
食料、救援物資の確保に関する情報	・農政班 ・商工班
遺体の安置等に関する情報	・市民班
電気に関する情報(※)	・東京電力パワーグリッド(株)
下水道、トイレの使用に関する情報	・下水道班 ・みどり環境班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	・みどり環境班
電話に関する情報(※)	・東日本電信電話(株)
通信に関する情報(※)	・(株)NTTドコモ ・ソフトバンク(株) ・KDDI(株)
ガスに関する情報(※)	・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第4節 広報

広 報 内 容	収 集 機 関
(続き)	・(株)ミツウロコ ・(株)サイサン ・(株)堀川産業 ・河原実業(株) ・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)
道路に関する情報 (交通規制状況等)	・道路班 ・警察署 ・自治振興班
公共交通に関する情報(※) (運行状況等)	・J R 東日本(株) ・国際興業(株) ・朝日自動車(株) ・丸建つばさ交通(株)
教育に関する情報(休校等)	・学校教育班
店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報 (ガソリンスタンド、銀行等)	・商工班
ボランティア募集に関する情報	・市災害ボランティアセンター (自治振興班、福祉班)

注) ※「情報収集班」が各機関から入手する。

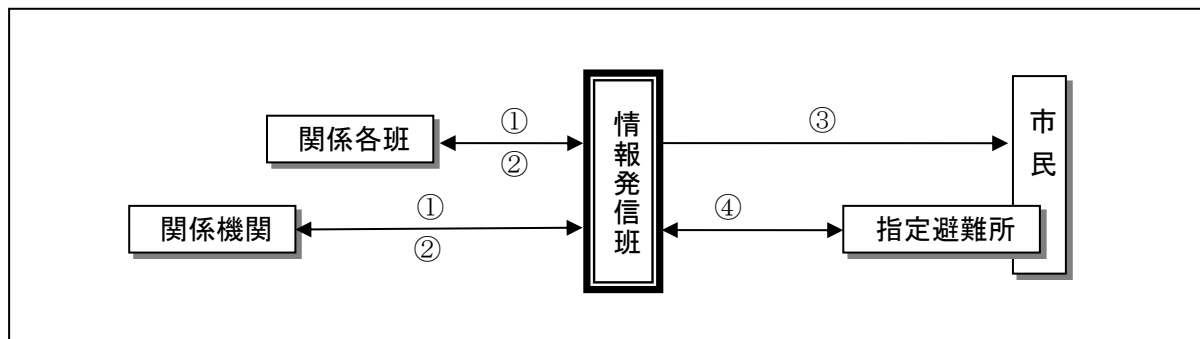
2. 市民への直接の広報

広報情報を直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

(1) 市民への広報

「情報発信班」は、以下の要領で市民に情報の提供を行う。

■市民への広報



■市民への広報手順

- ① 「関係各班」、関係機関は、収集した広報情報を「情報発信班」に伝達し、「情報発信班」は、収集した広報情報を取りまとめる。
- ② 「情報発信班」は、収集した広報情報の他、必要と思われるものは「関係各班」、関係機関から直接収集する。
- ③ 「情報発信班」は、集まった広報情報を市防災行政無線（固定系）での放送、安心安全メール、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メール及び広報車の巡回等により市民への広報を行う。
- ④ 「情報発信班」は、集まった広報情報を広報紙・張り紙等により避難所に伝達する。避難所への伝達にあたって要員が不足する場合は市災害ボランティアセンターに登録されたボランティアの協力を得る。

(2) 要配慮者への広報

高齢者、障がい者及び日本語に不慣れな外国人などの要配慮者への広報にあたっては、BizFAX（インターネットFAX）などを活用するとともに、民生委員・児童委員（「福祉班」と協力）、ケアマネージャー（「要配慮者班」と協力）、関係団体、ボランティアを通じて可能な限りきめの細かい広報に努める。

3. 報道機関を通じての広報

報道機関を通じて、広報情報を広報する場合は、以下のとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

「情報発信班」は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。なお、災害情報の提供にあたっては、岩槻警察署長と連携の上、原則としてその内容についてあらかじめ本部長の承認を得るものとする。

また、放送を要請する場合、「情報発信班」は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ、J:COMに対して行う。なお、やむを得ない場合は、市から直接要請する。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、「情報発信班」を窓口にして対応する。

第5節 消防

「消防本部班」及び「警防班」（蓮田市消防署）は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 火災に関する情報の収集・伝達	消防本部班
2. 消防機関における消防活動 (1) 自主参集等 (2) 自主防災組織、市民等に対する活動協力要請 (3) 消火活動	警 防 班
3. 消防機関の応援要請 (1) 応援要請の手続き (2) 応援要請の内容 (3) 受け入れ体制	消防本部班
4. 現場指揮本部の設置	警 防 班
5. 市民、自主防災組織、事業所の役割 (1) 市民 (2) 自主防災組織 (3) 事業所	
資料・様式	
➤ 埼玉県下消防相互応援協定【資料2. 4-5】 ➤ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定【資料2. 5-1】 ➤ 「管轄区域で発生した大規模火災発生時に必要な消火用水の搬送協力に関する協定」【資料2. 5-4】 ➤ 「蓮田市内において、火災、風水害、地震等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に必要な消防活動の協力業務に関する協定」【資料2. 5-5】 ➤ 緊急消防援助隊応援要請連絡別記様式1-2【様式40】	

1. 火災に関する情報の収集・伝達

「消防本部班」を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。
火災に関する情報の収集・伝達及び手順は、以下に示すとおりである。

2. 消防機関における消防活動

(1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により、本市域が震度5強以上（第1配備又は第2配備）のときは、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

(2) 自主防災組織、市民等に対する活動協力要請

「消防本部班」は、自主防災組織や市民に対して、出火防災・初期消火等に協力するよう、「情報発信班」を通じて市防災行政無線（固定系）等により要請する。

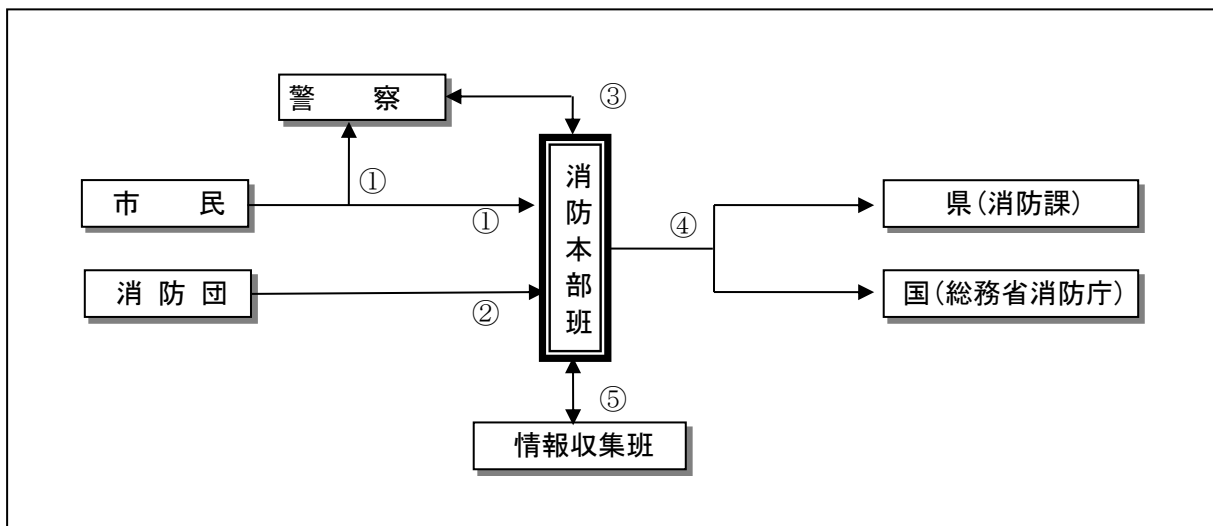
（3）埼玉中央生コン協同組合等への活動協力要請

「消防本部班」は、大規模火災が発生し消火用水の不足が見込まれる場合は「管轄区域で発生した大規模火災発生時に必要な消火用水の搬送協力に関する協定」に基づき締結機関に協力要請する。

（4）埼玉県解体業協会への活動協力要請

「消防本部班」は、大規模火災等が発生し消防本部の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難と認められる場合は、「蓮田市内において、火災、風水害、地震等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に必要な消防活動の協力業務に関する協定」に基づき締結機関へ協力要請する。

■火災に関する情報の収集・伝達



■火災に関する情報の収集・伝達手順

- | | |
|---|---|
| ① | 市民は、火災を発見したときには、「消防本部班」又は警察に通報する。 |
| ② | 消防団は、火災を発見したとき、火災発生の通報を受けたときは、「消防本部班」に通報する。 |
| ③ | 「消防本部班」は、火災発生の状況等について、岩槻警察署と情報交換する。 |
| ④ | 「消防本部班」は、必要に応じて県（消防課）に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。 |
| ⑤ | 「情報収集班」は、現場情報班から入手した火災発生の状況を消防本部班に伝達する。
「消防本部班」は、①、②で得た情報を「情報収集班」に伝達し、情報の共有化を図る。 |

（3）消火活動

「警防班」及び消防団員は、以下の要領で消火活動を実施する。

■消火活動要領

- 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。
- 消火活動は、飲料水の確保に十分に配慮しつつ、延焼防止を中心に実施する。

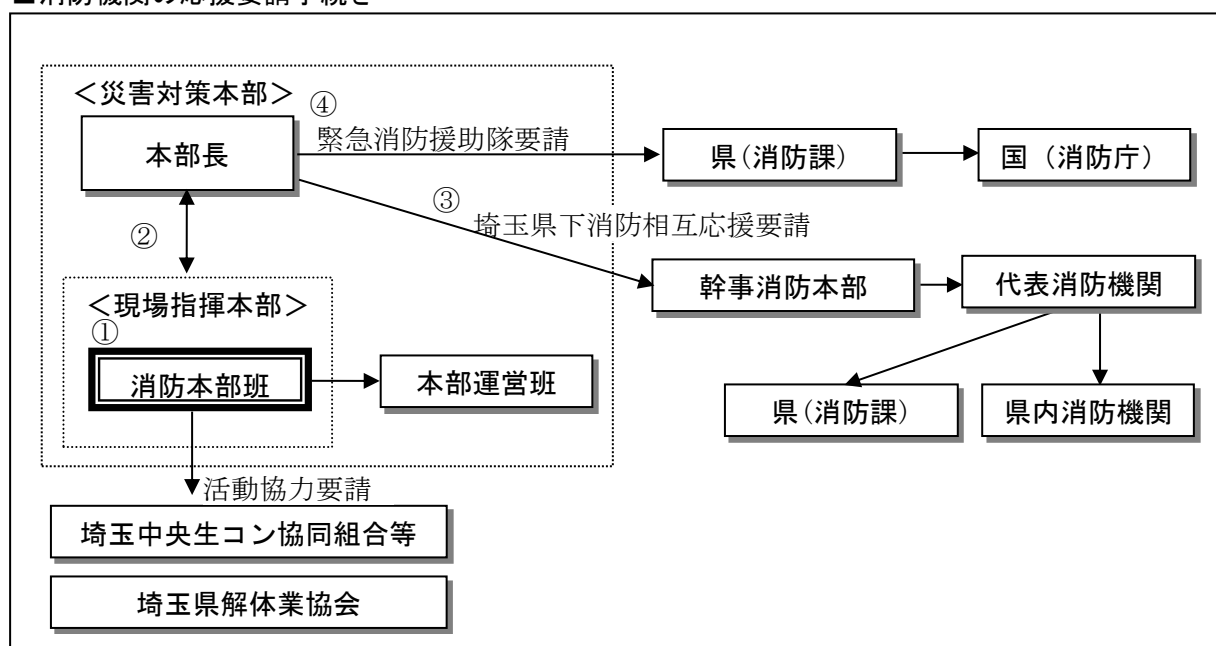
3. 消防機関の応援要請

(1) 応援要請の手続き

同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合、あるいは要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、以下のとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

■消防機関の応援要請手続き



■消防機関の応援要請手続き手順

- ① 「消防本部班」は、前述の事態が発生した場合、直ちに現場指揮本部を設置する。
- ② 現場指揮本部は、消防応援対策会議を開き、応援要請の要否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。
 - 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模
 - 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）
 - 協定に基づく民間協力機関への活動協力要請
 - その他受援に必要な事項
- ③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県知事（消防課）に要請する。

④ 本部長は、県知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。

（２）応援要請の内容

県（消防課）への応援要請の内容については、以下のとおりである。

■ 応援要請の内容

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害種別
- 人的・物的被害の状況
- 必要部隊の種別及び隊数
- 場外離着陸の状況
- 緊急消防援助隊の進出拠点
- 緊急消防援助隊の到着ルート
- その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

（３）受け入れ体制

受け入れ体制については、「第3編 第1部 第2章 第5節 3. 応援の受け入れ」(p166)を参照のこと。

4. 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、「警防班」は必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る（本部長（代行権限者：消防長））。また、緊急消防援助隊に係る受援体制については、「緊急消防援助隊蓮田市受援計画」に基づき実施する。

5. 市民、自主防災組織、事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に以下の活動を行う。

（１）市民

- ① 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求める。

（２）自主防災組織

- ① 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- ② 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第5節 消防

用いて初期消火活動にあたる。

- ③ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- ④ 多数の住民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

- ① 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- ② 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ③ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼防止に努める。
なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- ④ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第6節 救出・救助、救急

「消防本部班」及び「警防班」（蓮田市消防署）は、消防団や防災関係機関と連携して、迅速・的確な救出・救助活動を行うとともに、救急活動に従事する。

【活動項目】

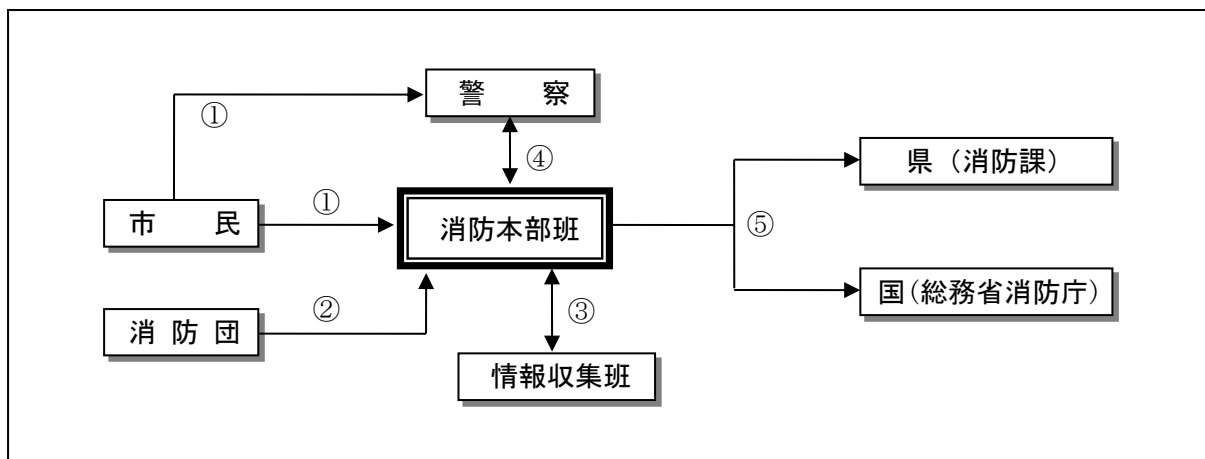
活 動 概 要	担当班等
1. 救出・救助 (1) 要救助現場に関する情報の収集・伝達 (2) 救出・救助活動 (3) 救出・救助活動に係る応援要請 (4) 市民、自主防災組織及び事業所の役割	消防本部班 警 防 班 道 路 班
2. 救急 (1) 負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達 (2) 負傷者の応急手当・トリアージ (3) 搬送	消防本部班 健康増進班 警 防 班
3. 現場指揮本部の設置	警 防 班
4. 災害救助法が適用された場合の事務	消防本部班
資料・様式	
▶ トリアージタグ【資料6. 1】 ▶ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ▶ 救助実施記録日計票【様式2】 ▶ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ▶ 被災者救出状況記録簿【様式14】	

1. 救出・救助

(1) 要救助現場に関する情報の収集・伝達

「消防本部班」を拠点に、生き埋め等要救助現場に関する情報の収集・伝達を以下のように実施する。

■要救助現場に関する情報の収集・伝達



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第6節 救出・救助、救急

■要救助現場に関する情報の収集・伝達手順

- ① 市民は、要救助現場を発見したときには、「消防本部班」又は警察に通報する。
- ② 消防団は、要救助現場を発見したとき、又は要救助現場発生の通報を受けたときは、「消防本部班」に通報する。
- ③ 「情報収集班」は、「現場情報班」から入手した要救助現場の情報を「消防本部班」に伝達する。「消防本部班」は、①、②で得た情報を「情報収集班」に伝達し、情報の共有化を図る。
- ④ 「消防本部班」は、要救助現場の状況及び救助方針等について、岩槻警察署と情報交換を行う。
- ⑤ 「消防本部班」は、要救助現場及び救助活動の状況を必要に応じて県（消防課）に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

（２）救出・救助活動

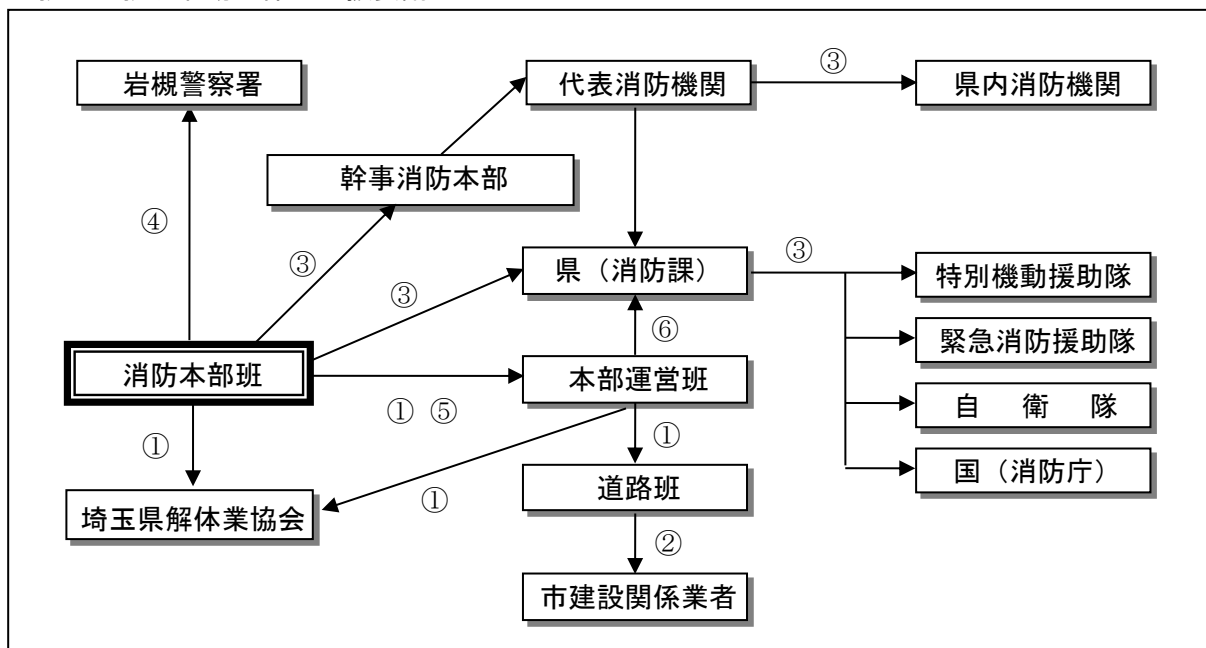
「警防班」を中心に、消防団、自主防災組織、住民と協力して、管轄区域の救出方法を決し、救助隊が単位となって救出活動を行う。

なお、火災発生及び多数の要救助現場の発生が見込まれる場合には、消防職員及び消防団員（2～3人）、自主防災組織・住民（7～8人）で1班10人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦的に回ることにより対応する。

（３）救出・救助活動に係る応援要請

要救助現場が多数発生し、保有している資機材等では迅速な対応が困難な場合、「消防本部班」は以下のとおり応援要請を行う。なお、応援要請の内容については「第3編 第1部 第3章 第5節 3. 消防機関の応援要請」（p194）を、受け入れ体制については「第3編 第1部 第2章 第5節 3. 応援の受け入れ」（p166）を参照のこと。

■救出・救助活動に係る応援要請



■救出・救助活動に係る応援要請手順

① 「消防本部班」は、建設重機等を必要とする場合、以下の方法により、協力を依頼する。 ・「本部運営班」を通して「道路班」に市内の建設関係業者の協力を依頼 ・埼玉県解体業協会へ直接、又は「本部運営班」を通して協力を依頼
② 「道路班」は、市内の建設関係業者に対して、救出・救助に必要な建設重機等に対する協力依頼をする。
③ 「消防本部班」は、自らの消防力のみでは対処できない場合は、県（消防課）に県内消防機関もしくは埼玉県特別機動援助隊・緊急消防援助隊の応援を要請する。 また、県防災ヘリコプターの出動要請も同様である。
④ 「消防本部班」は、岩槻警察署と十分連絡を取り合いながら、救出・救助活動の応援協力を要請する。
⑤ 「消防本部班」は、自衛隊の災害派遣を求める必要があると認める場合、また、県に③の要請を行った場合は、「本部運営班」にその旨を要請する。
⑥ 「本部運営班」は、⑤の要請を受けたときは、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（４）市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、次の活動に努める。

- 要救助現場の発見に努め、発見した場合は、「消防本部班」に通報する。
- 活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

2. 救急

（１）負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

「消防本部班」及び「健康増進班」は、以下の方法で情報を収集・伝達する。

■負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

班名	内容
消防本部班	119番通報の状況から負傷者発生規模、集中地区を推定し、「情報収集班」に伝達する。
健康増進班	医療機関から負傷者の発生状況に関する情報を入手するとともに、「情報収集班」から「消防本部班」で入手した情報を入手する。

（２）負傷者の応急手当・トリアージ

① 市民、自主防災組織及び事業所の行う応急手当

市民、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第6節 救出・救助、救急

② 防災機関の行う応急手当・トリアージ

同時に多数の負傷者が発生した現場（生き埋め等）については、「健康増進班」が、「消防本部班」、医療機関等と連携して、現地に医療救護班（「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」（p202）参照）を派遣し、負傷者の応急手当やトリアージ（「第2編 第4章 第2節 第3 4. トリアージの習熟」（p98）参照）に努める。

（3）搬送

① 市民、自主防災組織及び事業所の行う搬送

市民、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により市内医療機関へ搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、「消防本部班」に搬送車（救急車等）の出動を要請する。

② 防災機関の行う搬送

救急車の出場要請があった場合は、可能な限り消防本部の保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。また、必要に応じてドクターヘリコプターを要請する。救急隊員は、救命処置を要する重症者の搬送を最優先し、重症者の状況に応じ、ドクターカーを要請するとともに応急手当を行う。

3. 現場指揮本部の設置

現場における救出救助活動並びに救急活動では、複数の防災関係機関（消防団、自主防災組織、警察、他市町村の消防機関・緊急消防援助隊、自衛隊、医療救護班等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、警防班は必要に応じて現場指揮本部を設置し調整を図る（本部長（代行権限者：消防長））。

また、緊急消防援助隊に係る受援体制については、「緊急消防援助隊蓮田市受援計画」に基づき実施する。

なお、受援計画に基づくフローは、次頁のとおりとする。

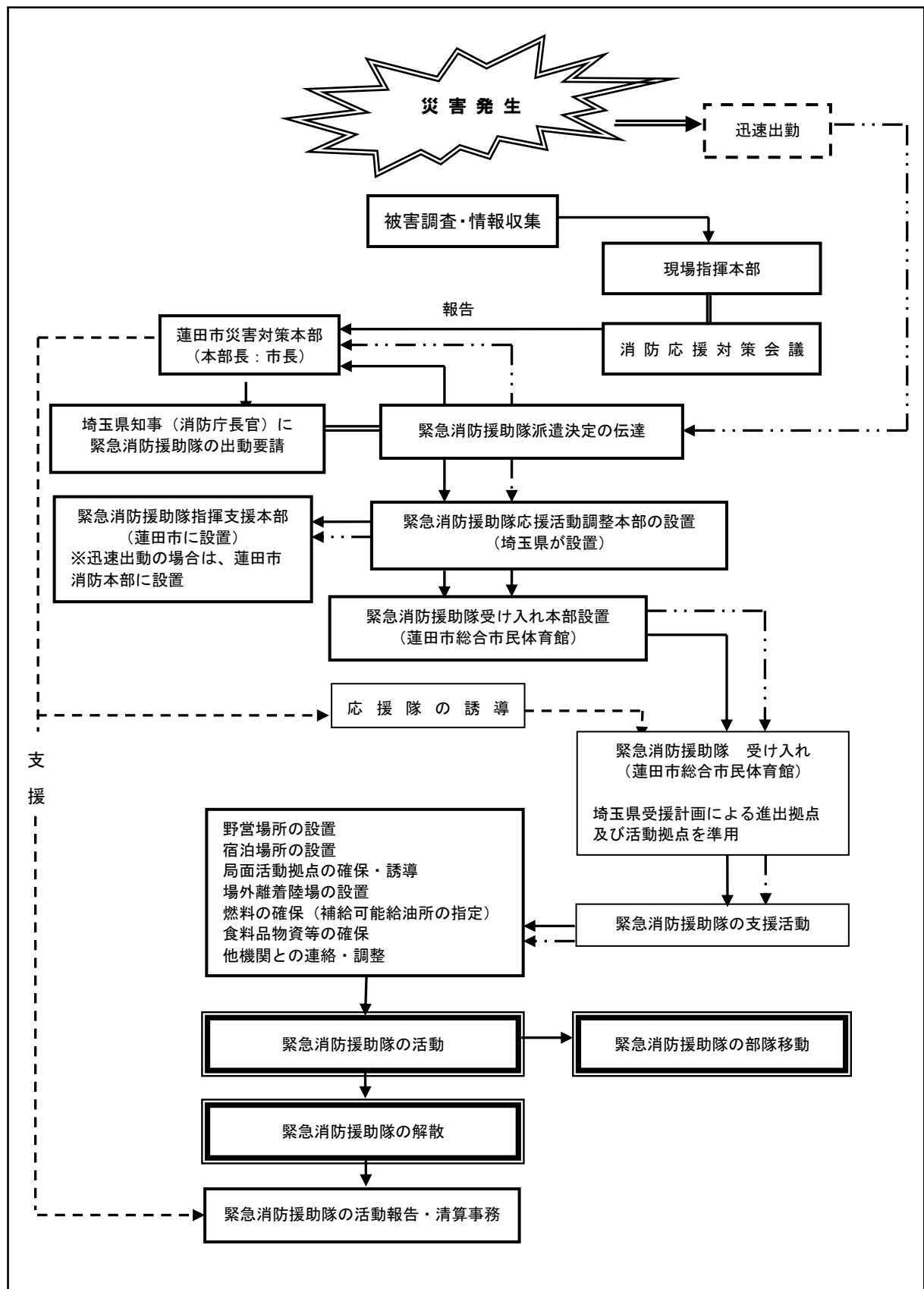
4. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、「消防本部班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 被災者救出状況記録簿（【様式14】を参照）
➤ 被災者救出用関係支払い証拠書類

■ 受援計画に基づくフロー



資料) 「緊急消防援助隊蓮田市受援計画」

第7節 医療救護

災害のため医療機関の機能が停止し、または著しく不足もしくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を実施する。

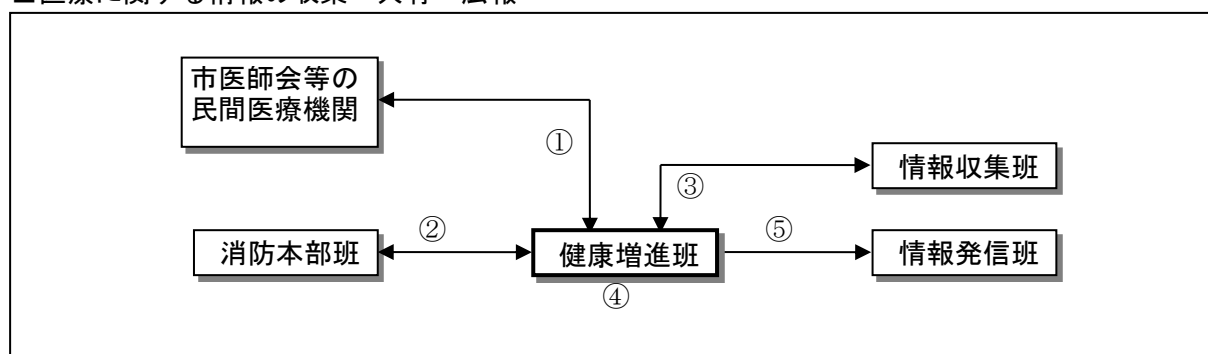
【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 医療に関する情報の収集・共有・広報 2. 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営 3. 後方医療機関への搬送 4. 被災医療機関への支援 5. 医薬品、医療用資機材等の確保 6. 応援の受け入れ 7. 災害救助法が適用された場合の事務	健康増進班
資料・様式	
➤ ※3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）各会との協定を締結済【資料2. 1】参照 ➤ 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）【資料6. 2】 ➤ 災害拠点病院（埼玉県）【資料6. 3】 ➤ 救命救急センター（埼玉県）【資料6. 4】 ➤ 緊急時ヘリコプター離発着場【資料7. 1】 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ➤ 救護班活動状況【様式15】 ➤ 病院診療所医療実施状況【様式16】 ➤ 助産台帳【様式17】	

1. 医療に関する情報の収集・共有・広報

「健康増進班」は、医療に関する情報の拠点として、収集・共有・広報を行う。

■医療に関する情報の収集・共有・広報



■医療に関する情報の収集・共有・広報手順

① 「健康増進班」は、市内の民間医療機関に関する以下の情報を把握する。 ア. 被災状況（ライフラインの状況を含む） イ. 稼働状況 ウ. 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する） エ. 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する） オ. 血液、医薬品、資器材の状況 カ. 医師、看護師等医療スタッフの状況
② 「消防本部班」は、以下の情報を把握し、「健康増進班」に連絡する。 ア. 要救助現場に関する情報 イ. 救急車の稼働状況 ウ. 119 番通報の状況
③ 「健康増進班」は、以下の情報を「情報収集班」から入手し把握する。 ア. 特に甚大な被害を受けている地区の状況 イ. 道路交通の状況（交通規制、渋滞） ウ. 使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況
④ 「健康増進班」は、把握した情報を随時、医療機関、「消防本部班」、「情報収集班」に還元するとともに、照会があればそれに応じる。
⑤ 「情報収集班」は把握した情報のうち、市民等に広報すべき情報を伝達する。

2. 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営

「健康増進班」は、「1. 医療に関する情報の収集・共有・広報」により把握した情報を基に医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会等の民間医療機関の協力により、災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。

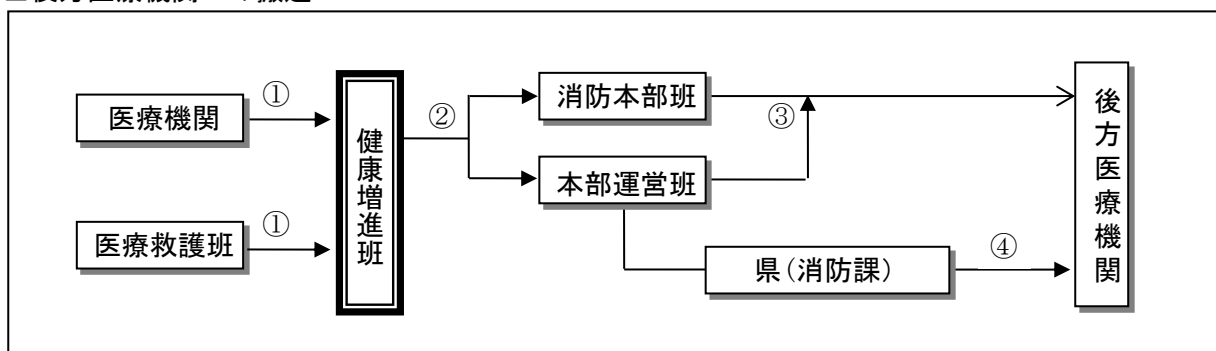
また、医薬品の確保等医療救護班の活動を支援する。

なお、市内のみで対応が困難な場合は、県に対して医療救護班の派遣等を要請する。

3. 後方医療機関への搬送

市内の医療機関で処理の困難な重症者が発生した場合、以下により市外の後方医療機関へ搬送する。

■後方医療機関への搬送



■後方医療機関への搬送手順

- | |
|---|
| ① 医療機関及び医療救護班は、当該機関で処置が困難な患者が発生した場合、「健康増進班」に後方医療機関への搬送を要請する。 |
| ② 「健康増進班」は、「消防本部班」及び「本部運営班」と協議し、最も適切な搬送手段を確保する。その際、「消防本部班」が救急車等で搬送するが、不足の場合は「本部運営班」が輸送車両を確保する。また、ヘリコプターを用いる場合は「本部運営班」が担当する。 |
| ③ 「消防本部班」は、「健康増進班」と連携して救急車等により患者を後方医療機関へ搬送する。なお、「本部運営班」は、救急車が不足の場合、運送業者、タクシー会社等民間の輸送車両を確保する。 |
| ④ 「本部運営班」は、ヘリコプターを用いて患者を搬送する場合、県（消防課）に当該輸送手段の確保を要請するとともに、臨時ヘリポート等の管理を行う。 |

4. 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講じる。ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、「健康増進班」に連絡し協力を仰ぐ。「健康増進班」は「本部運営班」及び幸手保健所に協力を仰ぎながら、積極的にこれに協力する。

5. 医薬品、医療用資機材等の確保

「健康増進班」は、医薬品、医療用機材等を、災害の規模に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等の協力を得て、業者等から調達する。

6. 応援の受け入れ

医療救護班及び医療ボランティアの応援の受け入れは、「健康増進班」を窓口として行う。「健康増進班」は、受け入れにあたって以下の点に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 必要な情報の提供➤ 受け入れ場所（医療救護所）に関する調整➤ 物資、資器材等の支援➤ 宿舍等の支援 |
|--|

7. 災害救助法が適用された場合の事務

「健康増進班」は、災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

区分	帳簿類
医療	➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照） ➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照） ➤ 救護班活動状況（【様式15】を参照） ➤ 病院診療所医療実施状況（【様式16】を参照）及び診療報酬に関する証拠書類 ➤ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
助産	➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照） ➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照） ➤ 助産台帳（【様式17】を参照） ➤ 助産関係支出証拠書類

第8節 重要道路の確保

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置を実施する。

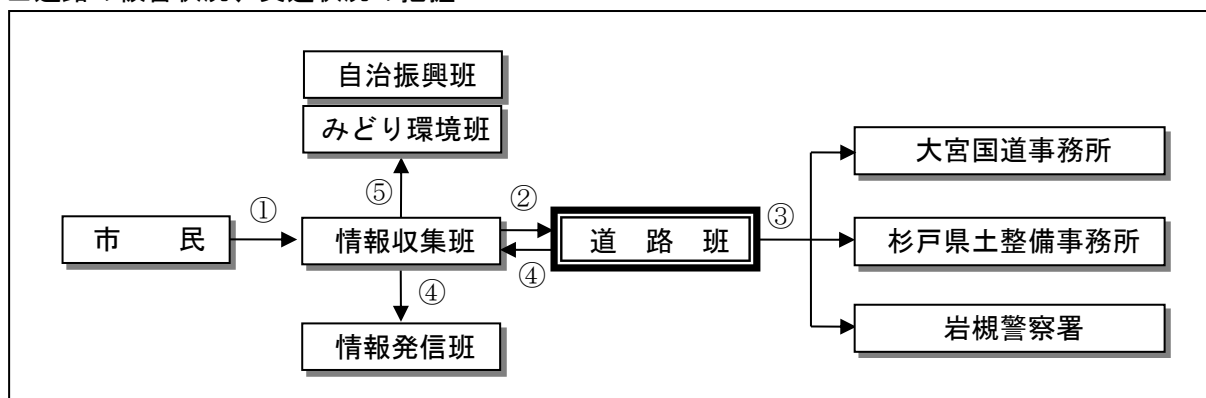
【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 道路の被害状況、交通状況の把握	道 路 班 情報収集班 情報発信班
2. 交通規制	自治振興班
3. 重要道路の応急措置 (1) 応急措置の実施 (2) 応援要請 (3) 廃棄物の処理	道 路 班 みどり環境班
資料・様式	
➤ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】 ➤ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】 ➤ 市内の緊急輸送道路と重要道路【資料7. 2】	

1. 道路の被害状況、交通状況の把握

地震発生後の市内の道路の被害状況、交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む）については、以下のとおり把握する。

■道路の被害状況、交通状況の把握



■道路の被害状況、交通状況の把握手順

① 「情報収集班」は、市民からの通報を受け付ける。
② 「情報収集班」は、市民から入手した情報を「道路班」に報告する。
③ 「道路班」は、パトロール等を実施して市内の緊急輸送道路等主要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省大宮国道事務所、杉戸県土整備事務所、岩槻警察署等関係機関と連絡をとり、市内の道路被害の状況及び交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む）を把握する。
④ 「道路班」は、②及び③で把握した情報をとりまとめて、逐次「情報収集班」に報告するとともに、市民への広報に努める（「情報発信班」に報告）。
⑤ 「情報収集班」は、④により得た情報を「自治振興班」及び「みどり環境班」に伝達する。

2. 交通規制

「自治振興班」は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

なお、道路管理者（大宮国道事務所、杉戸県土整備事務所、市）は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の発令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

3. 重要道路の応急措置

（1）応急措置の実施

「道路班」は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て重要道路の応急措置を行う。

なお、市内の国道、県道については、杉戸県土整備事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。

- 消火活動、救出活動上重要な道路
- 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）
- 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- 広域応援受け入れ上必要な道路

（2）応援要請

「道路班」は、被害甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の応援は「本部運営班」に要請）。

（3）廃棄物の処理

「みどり環境班」は、重要道路の応急措置により発生した廃棄物については、「道路班」と協議して適切に処理する。

第9節 輸送手段の確保

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送手段を速やかに確保する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 車両の確保 （１）緊急通行車両の確保 （２）輸送車両の確保	本部運営班 （関係各班）
2. ヘリコプターの確保	
3. 小型船舶の確保	
4. 輸送拠点の確保	
5. 災害救助法が適用された場合の事務	
資料・様式	
➤ 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定【資料２． １-６】 ➤ 緊急時ヘリコプター離発着場【資料７． １】 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料１０． ２】 ➤ 救助実施記録日計票【様式２】 ➤ 救助の種目別物資受払状況【様式１３】 ➤ 緊急通行車両等事前届出書【様式１８】 ➤ 緊急通行車両等確認申請書【様式１９】 ➤ 輸送記録簿【様式２０】	

1. 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

① 確認申請の準備

本市域において震度5強以上の地震が発生した場合、「本部運営班」は、交通規制の実施に備え事前届け出した緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

② 確認申請

交通規制が実施された場合、「本部運営班」は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。交付を受けた標章及び証明書は当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

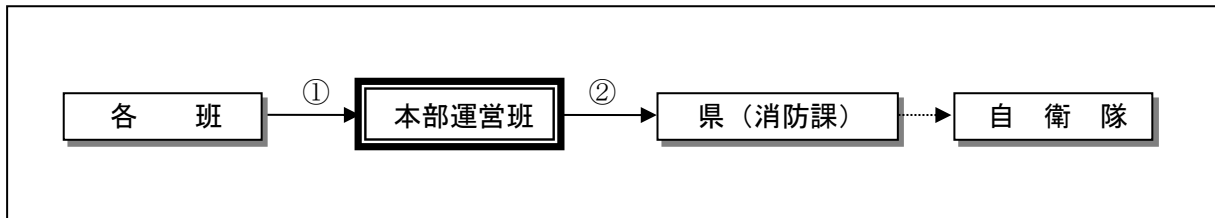
市有車両については、原則として「関係各班」が「本部運営班」と調整して各々確保することとするが、不足する場合は「本部運営班」が、運送業者、タクシー会社等民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

2. ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は以下によりヘリコプターを確保する。

■ヘリコプター要請



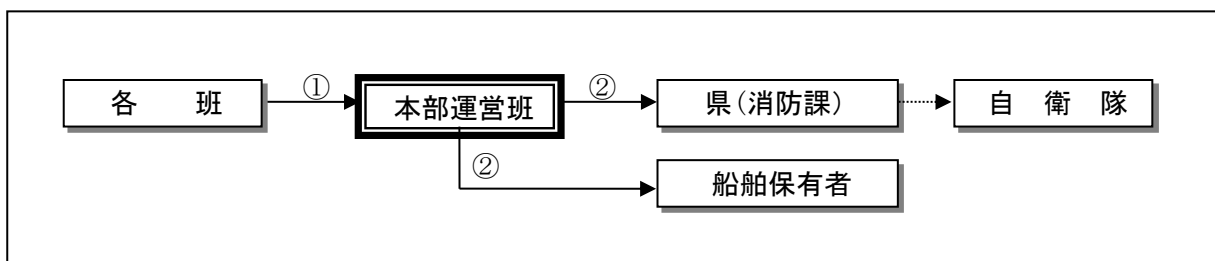
■ヘリコプター要請の手順

- ① 「関係各班」はヘリコプターを確保する場合、「本部運営班」に県に対する応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた「本部運営班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入・調整並びにヘリポートの管理は、「本部運営班」が行う（「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」（p168）参照）。

3. 小型船舶の確保

「関係各班」は、輸送手段としてボート等小型船舶が効果的と判断された場合、以下により船舶を確保する。

■小型船舶の要請



■小型船舶要請の手順

- ① 「関係各班」は、自衛隊及び船舶保有者の保有する船舶を確保する場合、「本部運営班」に応援要請を依頼する。
- ② 要請を受けた「本部運営班」は、県に対して自衛隊への要請を依頼する。また、船舶保有者に対して協力を要請する。

※応援の受け入れ及び調整は、応援要請を行った「本部運営班」が行う。

4. 輸送拠点の確保

市外から大量の物資等（食料、水、生活必需品、応急仮設住宅建設用資材、医薬品等）を受け入れる場合、当該物資等に関する「関係各班」は、物資集積拠点（蓮田市総合市民体育館）

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第9節 輸送手段の確保

を「本部運営班」と調整の上速やかに開設・運営し、効率的な受け入れ・配送に努める。

5. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急救助のための輸送を実施した場合、「本部運営班」は、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照） ➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照） ➤ 輸送記録簿（【様式20】を参照） ➤ 輸送費関係支払証拠書類

第10節 避難

災害のために被害を受ける場合、又は受けるおそれがある場合、住民に対して避難情報の発令及び避難誘導を行うとともに、避難所の開設を迅速に進める。

【活動項目】

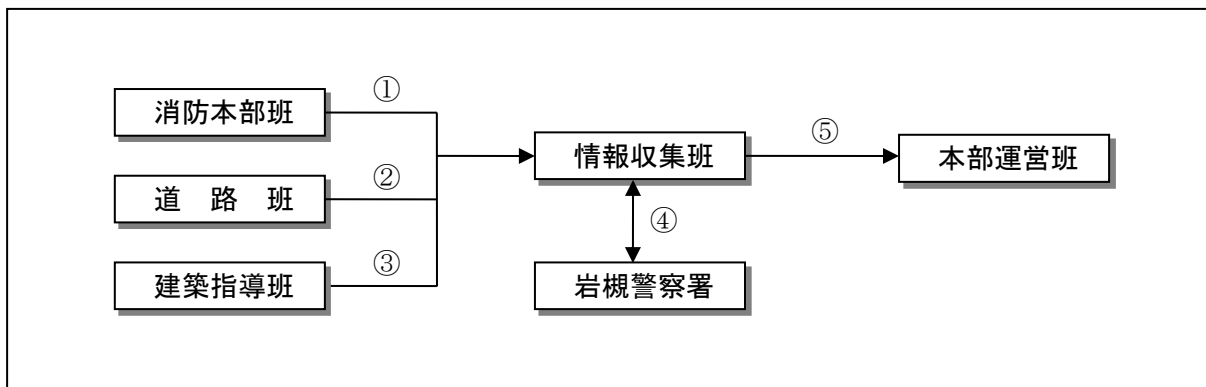
活 動 概 要	担当班等
1. 避難に関する状況把握	本部運営班 関係各班
2. 避難情報の発令、警戒区域の設定 (1) 手順 (2) 市民等への伝達内容 (3) 関係機関との連絡調整	本部運営班
3. 避難誘導 (1) 避難の誘導者 (2) 避難順位 (3) 誘導方法及び輸送方法 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導	現場情報班 警 防 班 福 祉 班 要配慮者班
4. 避難所の開設	教育総務班 (施設管理者)
5. 避難者名簿の作成	避 難 所 班 教育総務班
6. 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策	避 難 所 班 教育総務班
7. 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ	本部運営班
資料・様式	
➤ 災害時の避難場所相互利用に関する協定【資料2. 2-1】【資料2. 2-4】【資料2. 2-5】 ➤ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定【資料2. 2-2】 ➤ 災害時における相互応援に関する協定【資料2. 2-3】 ➤ 原子力災害等における焼津市民の県外広域避難に関する協定【資料2. 2-8】 ➤ 災害時における県立学校の使用に関する覚書【資料2. 1-11】 ➤ 県立蓮田松韻高等学校防災用施設及び備蓄品に関する覚書【資料2. 1-13】 ➤ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表【資料8. 2】 ➤ 避難者名簿【様式21】	

1. 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第10節 避難

■避難に関する状況把握



■避難に関する状況把握の手順

- ①「消防本部班」は、火災及び危険物施設の状況等を把握し「情報収集班」に報告する。
- ②「道路班」は、道路、橋りょう及び河川等の状況を「情報収集班」に報告する。
- ③「建築指導班」は、点検を行った建築物（特に避難所）の状況を「情報収集班」に報告する。
- ④「情報収集班」は、岩槻警察署と被害状況等の情報を交換する。
- ⑤「本部運営班」は、①～④の情報を「情報収集班」から入手し、避難指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2. 避難情報の発令、警戒区域の設定

（1）手順

「本部運営班」は、1. の状況を本部長に報告し、本部長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メール及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達は「情報発信班」及び「情報収集班」が実施）。

■避難情報、警戒区域の設定について

災害対策基本法第60条に基づく「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を立ち退かせるものである。

また、同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

この他、警察官、自衛官等にも避難指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、「本部運営班」はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第10節 避難

■避難指示の実施責任者

実 施 者	災害の種類	要 件	根 拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（要 件）	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条

注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第10節 避難

(2) 市民等への伝達内容

避難指示の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア．火気等危険物の始末
 - イ．2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ．素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ．隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

(3) 関係機関との連絡調整

避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、「本部運営班」はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に災害経過速報（「第3編 第1部 第3章 第2節 市民からの通報・問い合わせの処理」(p181) 参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

3. 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難指示が発せられた場合、「現場情報班」は、消防職員（警防班員）、消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、避難場所等安全な場所に市民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難は、緊急避難の必要がある地域から次の順位で行う。

- 老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者等の要配慮者及び必要な介護者
- 市民
- 防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

- 避難経路の明示
- 避難経路中の危険個所の事前伝達
- 避難経路中の危険個所に誘導員を配置
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員確認
- 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送(状況に応じて県へ応援要請を行う)
- 警察官、消防職員(警防班員)、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難(特に知的・視覚・聴覚障がい者)等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、「要配慮者班」及び「福祉班」は、避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4. 避難所の開設

震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合、避難所を開設する。その際の手順は以下のとおりである。

■勤務時間内に発災した場合

順番	実施内容
①	災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者は、施設の安全性の点検(建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等)を行う。
②	異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者は「本部運営班」、「避難所班」に報告する。 (※点検が終了するまでは、避難者を校庭等に待機させておく。)
③	異常がある場合は、「本部運営班」及び「避難所班」に報告し指示を仰ぐ。
④	「避難所班」は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する(「教育総務班」がサポートする。)

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第10節 避難

■勤務時間外に発災した場合

順番	実施内容
①	避難所施設管理者及び「現場情報班」は、所定の避難所に参集し、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、「■勤務時間内に発災した場合」の②～④と同様とする。

5. 避難者名簿の作成

「避難所班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う（「教育総務班」がサポートする。）。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

6. 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

避難所では、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月、埼玉県）及び「避難所における感染症対策マニュアル」（令和2年8月、蓮田市）、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設への対応方針（令和2年5月）、蓮田市」に沿って、新型コロナウイルス等の感染症対策を取るものとする。

7. 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ

市は防災協定を締結している市町の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

中部電力浜岡原子力発電所による原子力災害発生時に、静岡県焼津市民が県外へ避難する場合は、協定に基づき、焼津市からの要請（静岡県及び埼玉県経由）により受入れを行う。

第11節 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・構造物等の二次災害及び危険物漏洩や水害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

【活動項目】

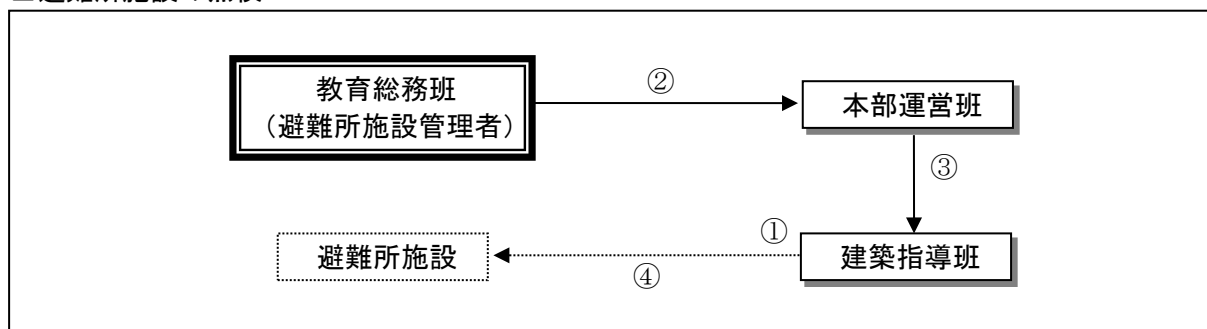
活 動 概 要	担当班等
1. 建築物・構造物の二次災害防止 (1) 避難所施設の点検 (2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策 (3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策	建築指導班 道 路 班
2. 民間建物の応急危険度判定	建築指導班
3. 水害の防止	道 路 班
4. 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部班
5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ	関係各班 情報発信班
資料・様式	
➤ 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱【資料1. 6】 ➤ 防災点検報告書【様式1】	

1. 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 避難所施設の点検

避難所施設の点検は、以下に示す手順で実施する。

■避難所施設の点検



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第11節 二次災害の防止

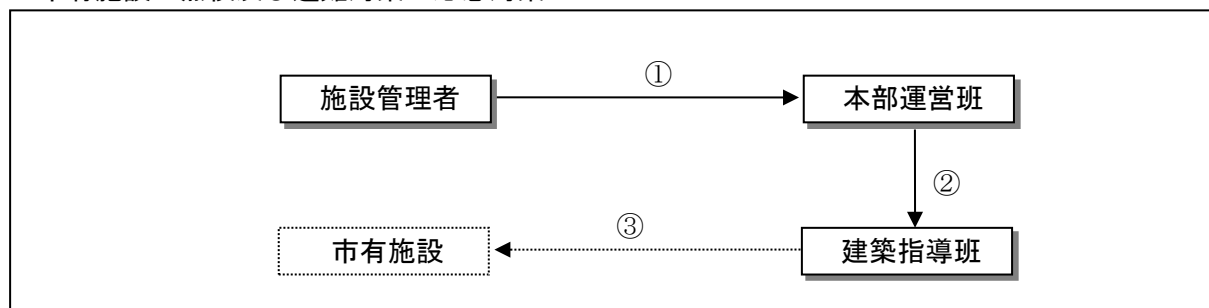
■避難所施設の点検手順

- ① 「建築指導班」は、指定避難所に対して建築士会等の協力を得て点検体制を整える。
- ② 「教育総務班」は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、「本部運営班」に対して重点的な点検を要請する。
- ③ 「本部運営班」は、「建築指導班」に当該施設の点検を要請する。
- ④ 「建築指導班」は、当該施設の点検を行うとともにその他の避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。

(2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、以下に示す手順で実施する。

■市有施設の点検及び避難対策・応急対策



■市有施設の点検及び避難対策・応急対策手順

- ① 市有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く）は、地震後当該施設の使用にあたって安全性に留意するとともに、必要な場合は、「本部運営班」に対して専門職員による点検を要請する。
- ② 「本部運営班」は、「建築指導班」に当該施設の点検を要請する。
- ③ 「建築指導班」は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、建築士会及び県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

「道路班」は、地震後市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

2. 民間建物の応急危険度判定

「建築指導班」は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。また、「建築指導班」は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、安全であるかの判定活動を宅地危険度判定の

必要性を決定する。宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の宅地危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。

判定作業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

■判定作業実施に際しての留意事項

- 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- 判定作業は2名以上（1級建築士を1名以上含む）のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- 出勤にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- 建築学会等民間団体の協力の申し出があった場合は、「建築指導班」が効果的な活動のために必要な調整を行う。

■応急危険度判定士の参集から解散まで

順番	実施手順	実施内容
①	受付	判定実施本部へ氏名・登録番号等の申告
②	班分け	判定実施本部から班分けの発表、班ごとに集合
③	班長に対するガイダンス 資機材の配布	班長は所定の場所に集合し、判定実施本部からの説明を受け、資機材を受け取る
④	出勤	準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出勤
⑤	判定	判定調査票記入マニュアルに従い、判定活動に従事
⑥	報告	班長にその日の判定結果を報告し、判定調査票を提出 班長は結果を集計し、判定実施本部へ報告
⑦	解散・宿泊地への移動	判定実施本部又は班長の指示により、解散又は宿泊地へ移動

3. 水害の防止

地震後の水害を防止するため、「関係各班」は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

■水害防止活動

項目	内容
点検及び 応急措置	「道路班」は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第11節 二次災害の防止

項目	内容
応援要請	市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

4. 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

「消防本部班」は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

■二次災害防止活動対象施設

- 危険物施設
- 火薬保管施設
- ガス施設
- 毒劇物施設
- 放射性物質施設
- クリーニング施設
- その他危険物には満たない指定可燃物施設等

5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ

「情報発信班」は、「関係各班」からの情報により、1～4の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」（p189）に従って広報活動を行う。

第12節 給水

災害が発生したときは、上水道施設の損壊等による断水が予想されるので、迅速かつ的確に応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく。

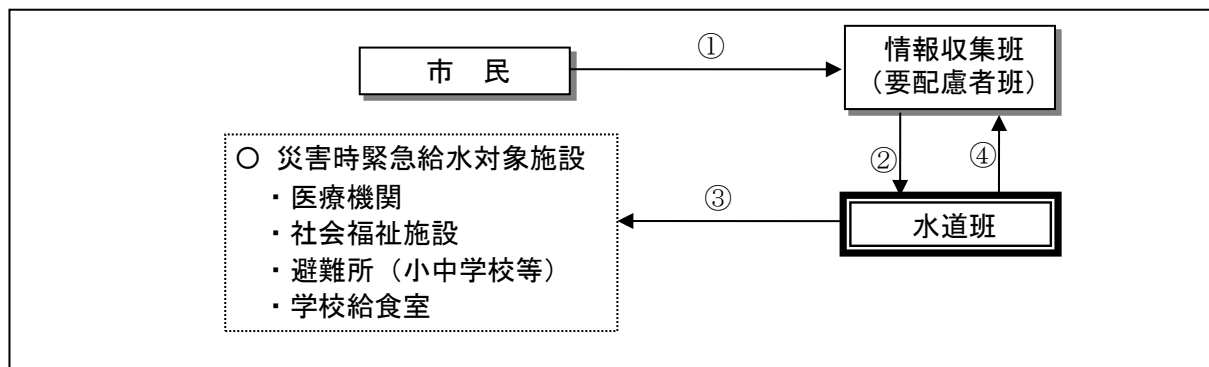
【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 被害状況の把握	水道班 情報収集班 要配慮者班 (関係各班)
2. 給水体制の確立 (1) 水の確保 (2) 給水量と期間 (3) 給水方法 (4) 要配慮者への配慮	
3. 広報	
4. 施設の応急復旧 (1) 復旧班の編成 (2) 応急復旧 (3) 資機材の調達	
5. 災害救助法が適用された場合の事務	水道班
資料・様式	
▶ 災害時における水道施設の復旧に関する協定【資料2. 1-8】 ▶ 災害時におけるプール用水及び避難場所等の提供に関する協定【資料2. 1-5 5】 ※その他、飲料水の供給に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照 ▶ 蓮田市管工事業協同組合名簿【資料6. 7】 ▶ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ▶ 救助実施記録日計票【様式2】 ▶ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ▶ 飲料水の供給簿【様式22】	

1. 被害状況の把握

災害時の上水道の被害状況の把握は、次により行う。

■上水道の被害状況把握



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第12節 給水

■上水道の被害状況把握の手順

① 「情報収集班」は、市民からの通報を受理する（本章第2節を参照）。
② 「情報収集班」は、市民から入手した情報を「水道班」に伝達する。
③ 「水道班」は、災害時緊急給水対象施設との間で水道施設の被害状況等について情報交換を行う。
④ 「水道班」は、市民からの情報を受理する他、パトロール等を実施して市内の上水道の被害状況を把握する。把握した水道施設の被害状況等は「情報収集班」に報告する。

2. 給水体制の確立

断水時の給水は、「水道班」及び「関係各班」が以下の方針で実施する。

（1）水の確保

発災後は以下により水を確保する。最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請するものとする。

- 配水池（上水道施設）
- 市役所駐車場の貯水槽、駅西口広場の貯水槽
- 学校プール等の水の浄水器ろ過（幸手保健所等に水質検査を依頼）
※ 生活用水としても利用する。
- 民間井戸（幸手保健所等に水質検査を依頼）

（2）給水量と期間

給水供給量は、災害発生時から3日目までは、生命維持のため最低限必要量として1人1日約3リットル、4日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを目標とする。

（3）給水方法

市の給水方法は、以下に示す方法で実施する。

■市の給水方法

給水手段	内容
災害時緊急給水対象施設への運搬給水	災害時緊急給水対象施設については、給水タンク等を運搬して給水する。
給水タンクによる拠点給水	公共施設の駐車場や公園などに給水タンクを設置し給水する。 （市域が広範囲にわたって断水している場合は、給水効率を優先するため、戸別の給水は災害時緊急給水対象施設を除き原則として行わない。）
民間井戸の開放	民間井戸の開放を所有者に要請する。

（4）要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そのため、「水道班」は、「情報収集班」及び「要配慮者班」と協力し

て要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、自主防災組織、民生委員・児童委員及びボランティアなどの協力により要配慮者への給水を行う。

3. 広報

「情報発信班」は、「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189)に従って広報活動を行う。

4. 施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は「水道班」が実施するものとし、その方法等はおおむね以下のとおりとする。

(1) 復旧班の編成

復旧は、蓮田市管工事業協同組合等の協力を得て復旧班を編成して行う。必要に応じて、関係団体等の協力を得て迅速な復旧に努める。

(2) 応急復旧

被災施設の応急復旧順位は、おおむね以下のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 浄水場施設、取水施設、導水施設➤ 配水施設➤ その他給水管等 |
|--|

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は市備蓄分のほか、蓮田市水道事業指定給水装置工事事業者及び関係業者から調達する。ただし、被害の規模により対応が困難な場合には、応急復旧工事の技術者や機材が不足する場合は、県に対し調達あっせんを要請する。

5. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、飲料水の供給を実施した場合、「水道班」は、「関係各班」の協力を得ながら次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照） ➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照） ➤ 飲料水の供給簿（【様式22】を参照） ➤ 飲料水供給のために必要な資機材の支払証拠書類（領収書等）

第13節 食料の供給

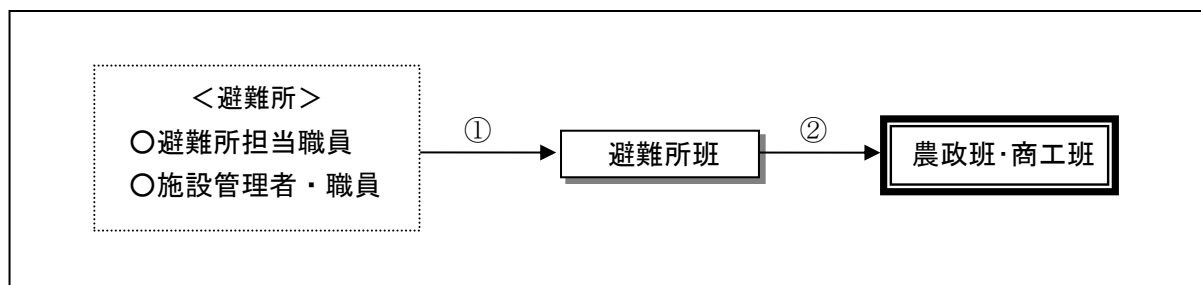
市は、被災者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食料を確保する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 給食需要及び能力の把握	避難所班 農政班 商工班
2. 食料の確保・輸送 (1) 市備蓄食料の供給 (2) パン、弁当等の確保 (3) 学校給食室での炊き出し (4) 避難所での炊き出し (5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し (6) 県を通じての食料の調達 (7) 他市町村からの食料の調達 (8) 米穀の調達	避難所班 農政班 商工班 学校教育班
3. 災害救助法が適用された場合の事務	学校教育班
資料・様式	
➤ 災害時における米穀調達に関する協定【資料2. 1-1】 ➤ 災害時におけるLPガス供給に関する協定【資料2. 1-2】 ➤ 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定【資料2. 1-6】 ➤ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定【資料2. 1-3 4】 ➤ ※その他、食料の供給に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ➤ 炊き出し給与状況【様式23】	

1. 給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。



■給食需要及び能力把握の手順

- ① 「避難所班」は、以下の点を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握し、「農政班」及び「商工班」に報告する。
 - ア. 避難所に避難した者の数
(特に、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数を把握する。)
 - イ. 避難所施設の自炊能力
 - ウ. 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
 - エ. その他避難所での食料供給に関して必要な事項
- ② 「農政班」及び「商工班」は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。
 - ア. 備蓄食料の開放（「本部運営班」と協議）
 - イ. パン、弁当等の確保
 - ウ. 学校給食室での炊き出し
 - エ. 避難所での炊き出し
 - オ. 自衛隊の災害派遣による炊き出し
 - カ. 県を通じての食料の調達及び供給
 - キ. 他市町村からの調達及び供給

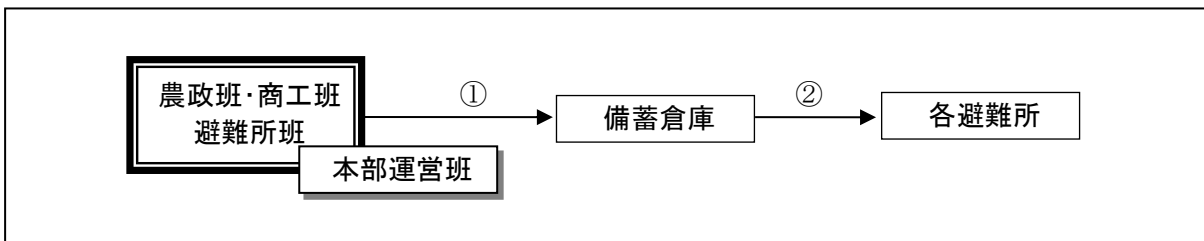
2. 食料の確保・輸送

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄食料の供給

市が備蓄倉庫に備蓄している食料の供給は、以下のように実施する。

■市備蓄食料の供給



■市備蓄食料供給の手順

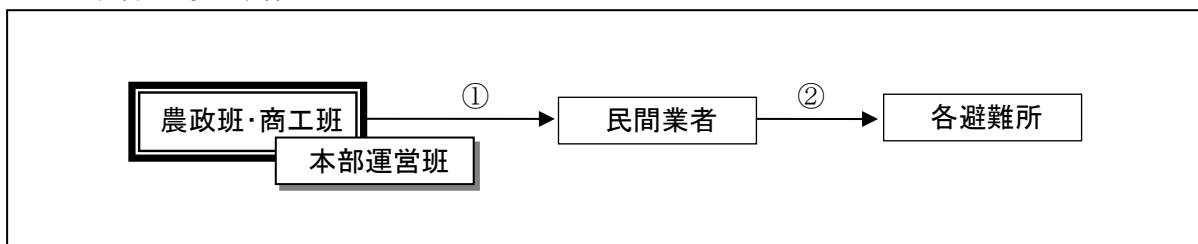
- ① 「農政班」、「商工班」及び「避難所班」は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、備蓄倉庫の開放を行う。
- ② 「農政班」及び「商工班」は、民間輸送業者等の協力を得て備蓄倉庫から食料を各避難所に輸送する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第13節 食料の供給

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、以下のように実施する。

■パン、弁当等の確保



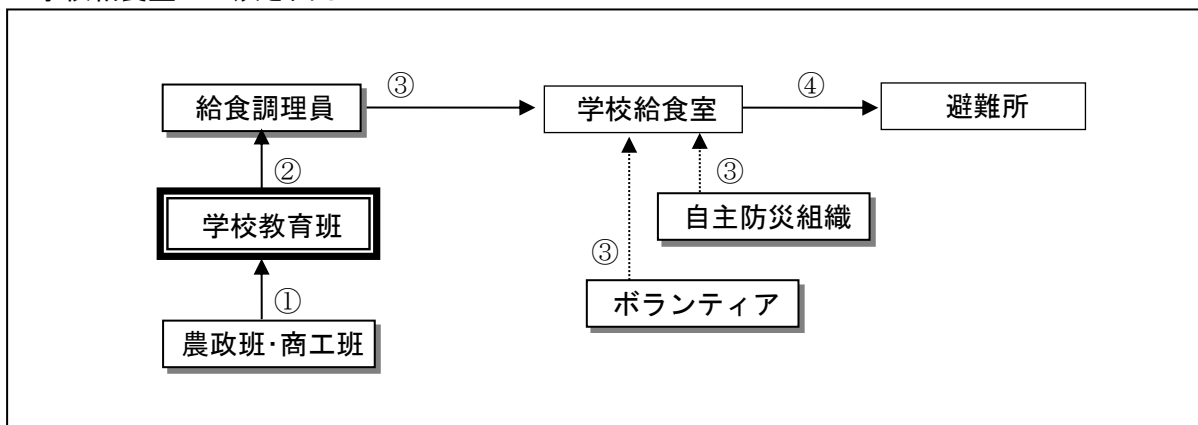
■パン、弁当等確保の手順

- ① 「農政班」及び「商工班」は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。
- ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は（１）と同様に民間輸送業者等の協力を求める。

(3) 学校給食室での炊き出し

学校給食室での炊き出しは、以下のように実施する。

■学校給食室での炊き出し



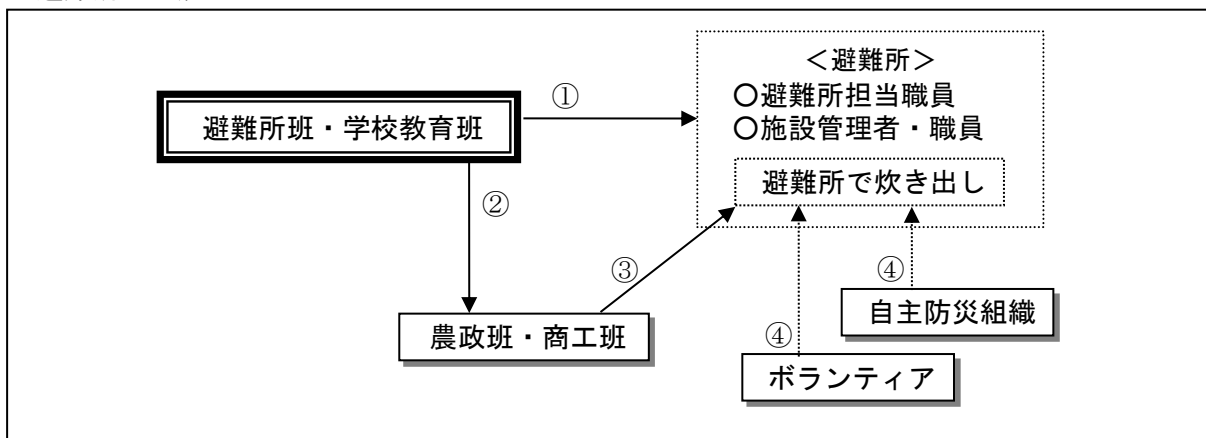
■炊き出しの手順

- ① 「農政班」及び「商工班」は、学校給食室での炊き出しが必要と判断した場合は、「学校教育班」に報告する。
- ② 報告を受けた「学校教育班」は、給食調理員に学校給食室での炊き出しの実施を伝達する。
- ③ 給食調理員は、自主防災組織やボランティア等の協力を得ながら実施する。
- ④ 学校給食室での炊き出し食料は、避難所の避難者に提供する。

(4) 避難所での炊き出し

避難所での炊き出しは、以下のように実施する。

■避難所での炊き出し



■避難所での炊き出し手順

- ① 「避難所班」及び「学校教育班」は、避難所担当職員又は施設管理者・職員と協議し、避難所での炊き出しが可能と判断された場合は避難所での炊き出しを実施する。
- ② 炊き出しのため食材、食器、調理器具等が必要な場合は、「農政班」及び「商工班」に対してその調達を要請する。
- ③ 「農政班」及び「商工班」は、②の要請を受けた場合、必要な物資を調達する。LPガスについては、一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部の所属店舗を通じて調達する。
- ④ 避難所での炊き出しにあたっては、必要に応じて自主防災組織及びボランティアの協力を受ける。

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

「避難所班」及び「学校教育班」は、自主防災組織やボランティアによる炊き出しだけでは対応が困難と判断した場合、「本部運営班」に対し、派遣されている自衛隊による炊き出しを要請する。

(6) 県を通じた食料の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、「本部運営班」を通じて県に食料の供給を要請する。

集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から学校給食室、避難所への輸送は、「農政班」・「商工班」が民間輸送業者等の協力を得て行う。

(7) 他市町村からの食料の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、「本部運営班」を通じて他市町村に食料の供給を要請する。

集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から学校給食室、避難所への輸送は、「農政班」・「商工班」が民間輸送業者等の協力を得て行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第13節 食料の供給

(8) 米穀の調達

「農政班」は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。

① 南彩農業協同組合を通じての調達

南彩農業協同組合との協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、南彩農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に民間輸送業者等の協力を求める。

② 県を通じての調達

①のみでは不足する場合、知事に調達を要請する。

また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立化し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知)に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。

3. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、「学校教育班」(「避難所班」、「農政班」及び「商工班」も協力)は次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票(【様式2】を参照)
➤ 救助の種目別物資受払状況(【様式13】を参照)
➤ 炊き出し給与状況(【様式23】を参照)
➤ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
➤ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

第14節 生活必需品等の供給・貸与

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

【活動項目】

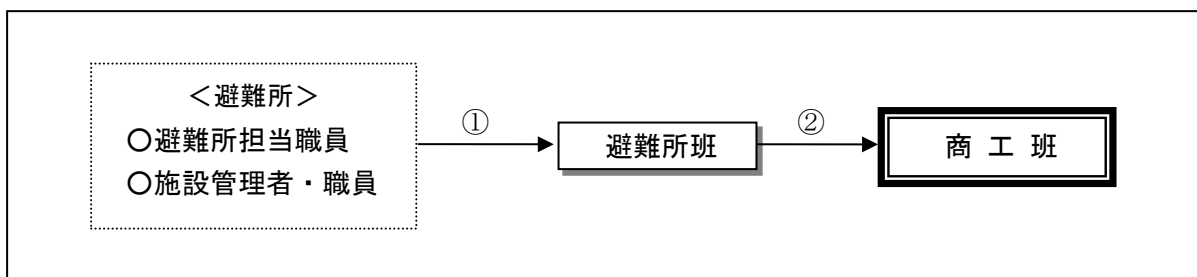
活 動 概 要	担当班等
1. 生活必需品等の需要の把握	避難所班 商 工 班
2. 生活必需品等の確保・輸送 (1) 市備蓄物資の供給 (2) 流通物資の確保 (3) 県を通じての生活必需品の調達 (4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保 (5) 他市町村からの物資の調達 (6) 義援物資の活用	農 政 班 商 工 班 福 祉 班
3. 災害救助法が適用された場合の事務	商 工 班
資料・様式	
➤ 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定【資料2. 1-6】 ➤ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定【資料2. 1-34】 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ➤ 物資の給与状況【様式24】	

1. 生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品の供給は、原則として避難所において行うこととする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。また、災害発生後における生活必需品の需要の把握は、次により行う。

■生活必需品等の需要把握



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第14節 生活必需品等の供給・貸与

■生活必需品の需要把握の手順

- ① 「避難所班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握する。
- 寝具：毛布、布団、マット等
 - 外衣：普段着、作業着、婦人服、子供服
 - 肌着：シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
 - 身の回り品：タオル、軍手、長靴等
 - 炊事用具：鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
 - 食器：茶碗、汁椀、皿、箸等
 - 日用品：懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
 - 光熱材料：マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
 - 女性向け用品：生理用品等
 - 要配慮者向け用品：車椅子、車椅子対応型トイレ、介護用品等
 - その他：紙おむつ（大人・子ども用）、風邪薬等、AM／FMラジオ等
- ② 「避難所班」は、①の情報を「商工班」に報告する。報告を受けた「商工班」は、①の情報を基に生活必需品を把握し、生活必需品等の供給方法を決定する。
- 生活必需品等の供給方法としては以下の方法を検討する。
- 市備蓄物資の供給
 - 流通物資の確保
 - 県を通じての生活必需品等の調達
 - 日本赤十字社救援物資の供給
 - 他市町村からの調達
 - 義援物資の活用

2. 生活必需品等の確保・輸送

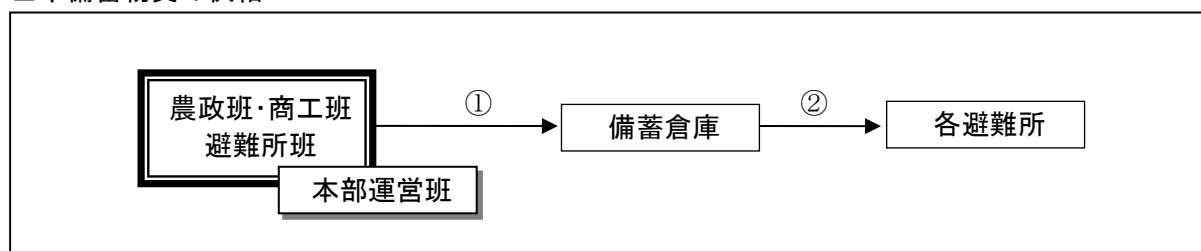
市及び関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

生活必需品等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

（1）市備蓄物資の供給

市備蓄物資の供給は、以下のように実施する。

■市備蓄物資の供給



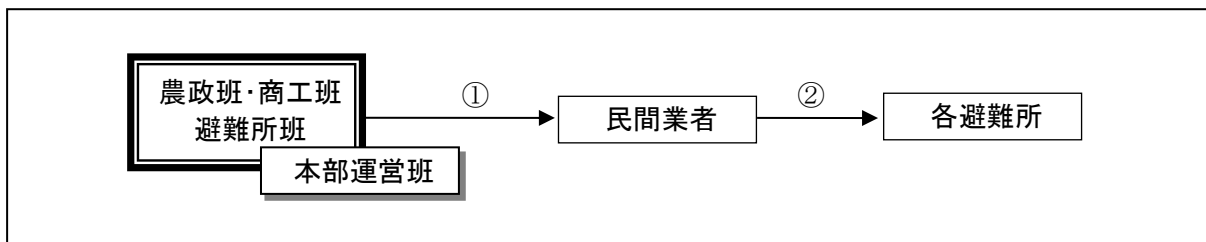
■市備蓄物資の供給の手順

- ① 「農政班」、「商工班」及び「避難所班」は、市備蓄物資の供給が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、備蓄倉庫の物資を供給する。
- ② 「農政班」及び「商工班」は、民間輸送業者等の協力を得て備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

(2) 流通物資の確保

流通物資の確保は、以下のように実施する。

■流通物資の確保



■流通物資確保の手順

- ① 「農政班」、「商工班」及び「避難所班」は、流通物資の確保が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、民間業者に対して物資の確保及び避難所への輸送を要請する。
- ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に民間輸送業者等の協力を求める。

(3) 県を通じての生活必需品の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで物資を確保することが困難な場合は県に対して物資の供給を要請する。集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から避難所への輸送は、「商工班」が民間輸送業者の協力を得て行う。

また、集積拠点での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、「福祉班」を通じ「商工班」を窓口にして確保する。集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から避難所への輸送は、「商工班」が民間輸送業者の協力を得て行う。

また、集積拠点での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(5) 他市町村からの物資の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「本部運営班」を通じて他市町村に物資の供給を要請する。集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から避難所への輸送は、「商工班」が民間輸送業者等の協力を得て行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第14節 生活必需品等の供給・貸与

(6) 義援物資の活用

義援物資については、「蓮田市総合市民体育館」に集積し活用する。集積拠点から避難所への輸送は「商工班」が民間輸送業者の協力を得て行う。

なお、集積拠点での仕分け等については、ボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

3. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を実施した場合、「商工班」は次の帳簿類を整え、福祉班に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 物資の給与状況（【様式24】を参照）
➤ 物資購入代金等支払証拠書類
➤ 備蓄物資払出証拠書類等

第15節 要配慮者等の安全確保

要配慮者等が1人で災害に対処することは多くの困難が伴うため、市、防災関係機関、地域住民等はその支援に特に配慮する必要がある。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 避難行動要支援者等の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動 (4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援 ・ 安否確認	福 祉 班 要配慮者班 子ども支援班 市 民 班
2. 避難生活における要配慮者支援 (1) 生活物資の供給 (2) 避難所における要配慮者への配慮 (3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 (4) 応急仮設住宅提供に係る配慮	避 難 所 班 福 祉 班 商 工 班 情報発信班 要配慮者班 健康増進班
3. 社会福祉施設における入所者の安全確保 (1) 被害状況の把握 (2) 入所者の保護 (3) 社会福祉施設への支援	福 祉 班 要配慮者班
4. 学校、保育園における児童及び生徒の安全確保 (1) 被害状況の把握 (2) 乳幼児等の保護 (3) 臨時休業の措置	教育総務班 学校教育班 子ども支援班
5. 外国人の安全確保 (1) 安否確認の実施 (2) 避難誘導の実施 (3) 情報提供 (4) 相談窓口の開設	市 民 班
資料・様式	
▶ 福祉避難所一覧表【資料8. 3】 ▶ 災害時の要配慮者施設連絡先一覧【資料8. 5】 ▶ 蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧【資料9. 1】	

1. 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第15節 要配慮者等の安全確保

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- 「福祉班」及び「要配慮者班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- 「福祉班」及び「要配慮者班」は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「福祉班」及び「要配慮者班」は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。「福祉班」及び「要配慮者班」のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

「福祉班」及び「要配慮者班」は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、「福祉班」及び「子ども支援班」は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

また、「市民班」は、外国人や旅行者等、避難行動に係る支援の必要性は低い、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信による支援を実施する。

2. 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活物資の供給

「避難所班」は、要配慮者の被災状況を把握し、「商工班」と連携して要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	「要配慮者班」及び「避難所班」は、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等によるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。
福祉避難所の活用	「福祉班」及び「要配慮者班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	「要配慮者班」及び「情報発信班」は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	「福祉班」、「健康増進班」及び「要配慮者班」は、市役所や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	「福祉班」、「健康増進班」及び「要配慮者班」は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	「要配慮者班」は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	「福祉班」及び「要配慮者班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

3. 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

「福祉班」及び「要配慮者班」は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設入所者の安全確保の状況を施設長等を通して把握し、又は自ら調査する。

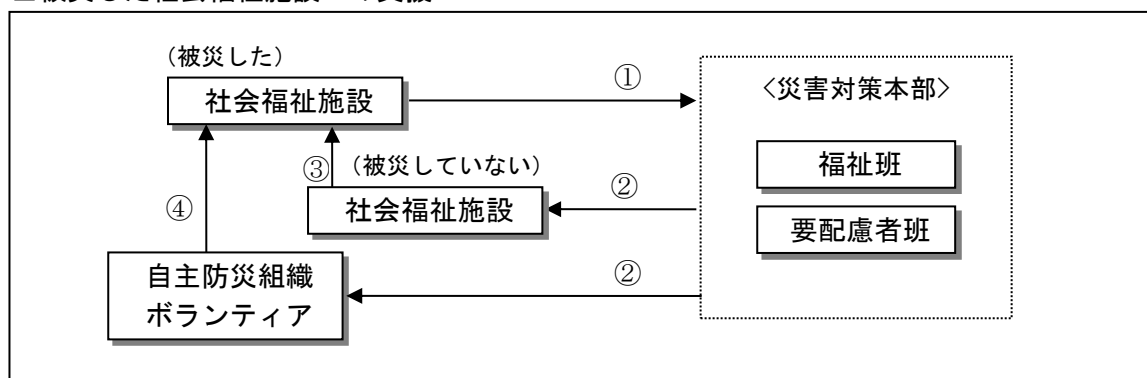
(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。
なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設への支援は、以下のように実施する。

■被災した社会福祉施設への支援



■被災した社会福祉施設への支援手順

- ① 社会福祉施設は、他からの支援（人、水、食料、物資など）が必要な場合、「福祉班」又は「要配慮者班」にその旨を要請する。
- ② 「福祉班」又は「要配慮者班」は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、自主防災組織及びボランティアに支援を要請する。
- ③ ②の要請を受けた非被災社会福祉施設等は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。
- ④ 地区内に社会福祉施設が所在する自主防災組織は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援（※）に努める。

■（※）支援の内容（例）

- 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
- 水、食料の支援
- 水、物資の運搬等単純労務の提供
- 介護等技能者の支援
- 入所者の一時受け入れ

4. 学校、保育園における園児、児童及び生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

「教育総務班」、「学校教育班」及び「子ども支援班」は、在校・在園中に地震が発生した

場合、速やかに教育関係施設及び乳幼児等の安全確保の状況を調査する。

(2) 乳幼児等の保護

「学校教育班」及び「子ども支援班」は、乳幼児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた各学校や園の防災計画に従い保護する。

(3) 臨時休業の措置

「学校教育班」及び「子ども支援班」は、施設の被害又は児童及び生徒、教員の被災の程度によっては、校長及び園長との協議のうえ、臨時休業の措置を取ることとする。

5. 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

「市民班」は、外国籍住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

「市民班」は、県の協力を得ながらあらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

「市民班」は、県と共同で、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

「市民班」は、必要に応じ、外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬

災害によって行方不明になった者の搜索、遺体の收容処理、埋葬（火葬）については、市、警察、消防が相互に緊密な連携を図り、迅速に実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 遺体の搜索 (1) 方法 (2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務	市 民 班 消防本部班 警 防 班
2. 遺体の処理 (1) 方法 (2) 費用 (3) 災害救助法が適用された場合の事務	健康増進班 市 民 班
3. 遺体の埋火葬 (1) 方法 (2) 費用 (3) 災害救助法が適用された場合の事務	市 民 班
資料・様式	
➤ 災害時における葬祭協力等に関する協定【資料2. 1-33】 ➤ 市内寺院一覧表【資料6. 5】 ➤ 火葬場【資料6. 6】 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ➤ 遺体の搜索状況記録簿【様式25】 ➤ 遺体処理台帳【様式26】 ➤ 埋葬台帳【様式27】	

1. 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、「消防本部班」・「警防班」、消防団、警察、自衛隊が連携して実施する。

「市民班」は、搜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、行方不明者に関する相談窓口を設け問い合わせ等に対応する。

(2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の搜索を実施した場合、「市民班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに

実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 遺体の搜索状況記録簿（【様式25】を参照）
➤ 遺体搜索用関係状況記録簿

2. 遺体の処理

（1）方法

災害の際、死亡した者について、警察官による検視（見分）後、身元不明の者等について、「市民班」及び「健康増進班」は、医療救護班等（県の医療救護班も含む）の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

① 遺体の検視（見分）及び検案

警察官は、検視（見分）を行う。医療救護班等は、検案を行う。

② 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の一時保存の前に、医療救護班（又はその他の医師の協力を得る）は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。「市民班」及び「健康増進班」は、医療救護班等との連絡調整を行う。

③ 遺体の一時安置

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、「市民班」は、岩槻警察署と協議しながら遺体の安置場所を確保し、市民に広報する。なお、安置場所に市内寺院を使用する際は、その協力をあおぐ。また、「市民班」は、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、安置場所までの遺体搬送は民間業者に協力を要請する。

④ 遺体処理台帳の整備

「市民班」は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

（2）費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

① 対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

② 支出費用及び限度額

支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の規定による。

ア．遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

イ．遺体の一時保存のための費用

ウ．検案のための費用

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬

③ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる）。

（3）災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、「市民班」及び「健康増進班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 遺体処理台帳（【様式26】を参照）
➤ 遺体処理費支出関係証拠書類

3. 遺体の埋火葬

（1）方法

「市民班」は、災害の際、死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合、遺体の埋火葬を以下により行う。

① 埋葬台帳の作成

「市民班」は、埋葬許可証を発行するとともに、埋葬台帳を作成する。

② 火葬

「市民班」は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し火葬する。遺体の運搬にあたっては、民間業者の協力を得る。

③ 遺骨、遺留品の保管

身元不明の遺体については、「市民班」は、遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

④ 遺留品の引き取り

③について、家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望があった場合は、所定の手続きを経て「市民班」が引き渡す。

（2）費用

遺体の埋火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

① 対象

災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋火葬ができない場合。

② 支出できる内容及び支出費用の限度額

支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法によ

る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)の規定による。

ア. 棺(付属品も含む)

イ. 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む)

ウ. 骨つば及び骨箱

③ 遺体の埋火葬期間

災害発生の日から10日以内とする(ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋葬を実施した場合、「市民班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票(【様式2】を参照)
➤ 埋葬台帳(【様式27】を参照)
➤ 埋葬費支出関係証拠書類

第17節 ライフラインの応急復旧

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 応急復旧の基本方針	関係各班 関係機関
2. 災害発生時の連絡体制 (1) 連絡体制の確立 (2) 市への通報	本部運営班
3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	本部運営班
資料・様式	
➤ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】 ➤ 災害時における水道施設の復旧に関する協定【資料2. 1-8】 ➤ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定【資料2. 1-10】 ➤ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】 ➤ 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定【資料2. 1-23】 ➤ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定【資料2. 1-50】	

1. 応急復旧の基本方針

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、また、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。また、「水道班」及び「下水道班」は、災害発生時に上・下水道施設における被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

2. 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

「本部運営班」は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて連絡担当者を派遣する。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、ライフライン事業者等とともに、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等で現地作業調整会議を開催するものとする。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、市災害対策本部（「本

部運営班」）へ通報する。

3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第18節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 公共建築物 (1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 (2) 被災度区分判定調査 (3) 応急措置	建築指導班
2. その他公共施設等 (1) 不特定多数の人が利用する公共施設 (2) 医療救護施設 (3) 社会福祉施設	関係各班
3. 危険物施設	消防本部班
4. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	関係各班
資料・様式	
➤ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】 ➤ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定【資料2. 1-10】 ➤ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】	

1. 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

調査は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

2. その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3. 危険物施設

「消防本部班」は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

■危険物施設の応急措置

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

4. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する「関係各班」は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次市防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。

その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

第19節 帰宅困難者対策

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、本市で1万人弱、県内では約67万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界があり、特に、発災当初、行政機関は、救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応は困難である。

そのため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

そのため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 帰宅困難者への情報提供等	総合窓口管理班 (本部運営班)
2. 蓮田駅西口行政センターにおける一時滞在施設の開設・運営 (1) 一時滞在施設の開設 (2) 一時滞在施設の運営	
3. 帰宅支援 (1) 帰宅活動への支援 (2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保	
資料・様式	
➤ 災害時等における施設利用の協力に関する協定【資料2. 1-4 2】	
➤ ※その他、施設利用に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照	

1. 帰宅困難者への情報提供等

「本部運営班」「総合窓口管理班」は、消防団・自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、帰宅困難者に対して自宅方面への誘導等を行う。

情報提供の場所は、基本的に一時滞在施設、駅、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニ、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て情報提供を実施する。

■ 帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

■ 各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	➤ 帰宅困難者の誘導 ➤ 市防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等による情報提供駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
県 (統括部) (県民安全部)	情報の提供、広報	➤ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報 ➤ 県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリによる情報提供 ➤ 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
鉄道事業者	情報の提供、広報	➤ 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話 (株)	安否確認手段の提供	➤ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供 ➤ 特設公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	➤ □災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供
報道機関	情報の提供	➤ 帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2. 蓮田駅西口行政センターにおける一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の開設

市、県及び鉄道事業者等が連携し、駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。
一時滞在施設の開設に係わる各関係機関の役割は、以下に示すとおりである。

■ 各機関が実施する対策内容

実施機関	役割
市	➤ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ➤ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ➤ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ➤ 駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ➤ 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ➤ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ➤ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第3章 初動対応期における災害応急対策活動
第19節 帰宅困難者対策

実施機関	役割
県 (統括部) (県民安全部)	➤ 県有施設の一時滞在施設の開設、運営 ➤ 一時滞在施設の開設情報等の提供 ➤ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保
一時滞在施設 となる施設	➤ 一時滞在施設の開設、運営 ➤ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供
警察署	➤ 駅周辺の混乱防止対策に係る支援
鉄道事業者	➤ 利用者へ必要な情報を提供 ➤ 利用者の保護、待機場所の提供 ➤ 一時滞在施設の開設、運営 ➤ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供 ➤ 市町村や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。また、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

なお、県では帰宅困難者用として1日分以上の食料備蓄を計画しており、市は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。一時滞在施設の運営については、「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211) 及び「第3編 第1部 第4章 第3節 避難所の運営」(p253) を準用するが、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めすることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を保存しておくものとする。

■一時滞在施設の運営の流れ

- 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- 施設利用案内等の掲示
- 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- 県の施設の開設の場合は、市町村等へ一時滞在施設の開設を報告

3. 帰宅支援

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。関係機関が実施する支援内容は、以下に示すとおりである。

■各機関の役割分担

実施機関	役割
市（関係各班） 県（輸送部）、県バス協会	➤ 代替輸送の提供
県（統括部）	➤ 帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請
鉄道事業者	➤ トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	➤ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給
帰宅支援協定締結事業者	➤ 帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとして支援の実施

（１）帰宅活動への支援

市は、必要に応じて県や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者に配慮した代替輸送を実施するとともに発着所に救護所等を設置し、県及び医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

災害時帰宅支援ステーションは、帰宅困難者を支援するため、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の住民や企業等は、可能な範囲で帰宅困難者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するように努める。

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市、県、 県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	➤ ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	➤ バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	➤ トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	沿道照明の確保	➤ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

（２）帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の帰宅困難者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。

市内の指定避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、指定避難所とは別に帰宅者困難者のための一時滞在施設の確保に努める。

第4章 救援期における災害応急対策活動

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 救援期の被害情報の収集・伝達 2. 災害情報の共有	情報収集班 関係各班
資料・様式	
➤ 被害状況判定基準【資料4. 8】 ➤ 経過速報【様式11】 ➤ 被害状況調【様式12】	

1. 救援期の被害情報の収集・伝達

救援期においても、引き続き「第3編 第1部 第3章 第3節 災害情報の収集・伝達・共有」(p184)による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、7日以内に「被害状況調様式（【様式12】）」により確定報告を行う。

2. 災害情報の共有

「情報収集班」は、「関係各班」の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- 避難所の開設地点及び避難人数等
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- ごみの集積地
- 応急仮設住宅の建設予定地
- 通行不能区間
- 交通規制区間
- 停電、断水区域
- その他必要な情報

第2節 広報広聴

救援期の段階においては、被害情報、応急対策情報に加えて、生活情報の提供を進めていくものとする。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 救援期における広報の留意点 2. 広報内容と広報情報の収集機関 3. 広報紙の発行 4. 市外避難者への広報	情報収集班 情報発信班 関係各班
5. 広聴 6. 災害記録	情報収集班 情報記録班
資料・様式	
➤ 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】	

1. 救援期における広報の留意点

救援期においても、引き続き「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189)による市民等への広報を積極的に行う。被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、市外への避難者に対する広報にも留意する。

2. 広報内容と広報情報の収集機関

初動対応期の広報に掲げるものに加え、次のような情報の提供に留意する。

■救援期に加える広報

広 報 内 容	収 集 機 関
住宅の確保に関する情報	・ 建築指導班
義援金品の配布等に関する情報	・ 福祉班
災害弔慰金等の支給に関する情報	・ 福祉班
被災者生活再建支援法に関する情報	・ 本部運営班
保健衛生に関する情報	・ 健康増進班
融資、税の減免等に関する情報	・ 農政班 ・ 商工班 ・ 情報収集班
悪徳商法等に関する情報	・ 岩槻警察署 (※)

注) ※「情報収集班」が岩槻警察署から入手する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第2節 広報広聴

3. 広報紙の発行

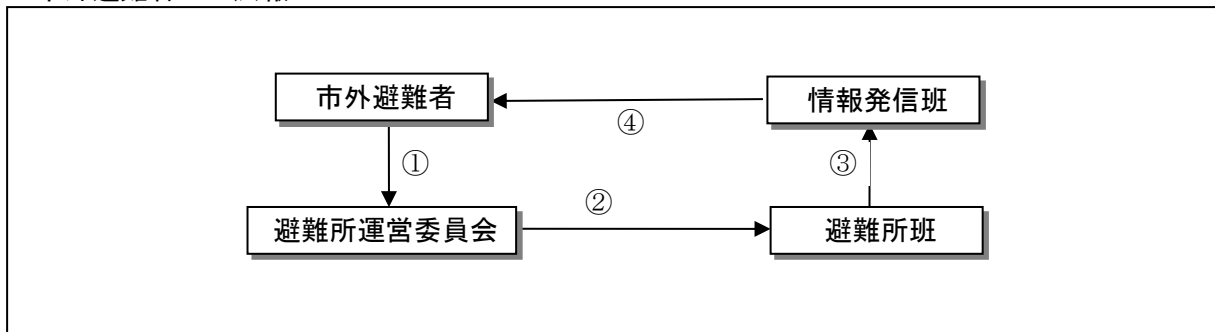
「情報発信班」は、臨時の広報紙の発行により、市民への的確な情報提供に努める。

広報紙に掲載する内容は、初動対応期の広報内容に加え2. に示すものに準ずることとし、各収集機関は「情報発信班」から原稿提出の指示があった場合は、速やかにこれに応じる。

4. 市外避難者への広報

市外避難者への広報は、次により実施する。

■市外避難者への広報



■市外避難者への広報手順

- ① 市外に避難しようとする者は、避難の際その旨を避難所運営委員会（名簿班）に連絡する。
- ② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式SNSなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。
- ③ 「避難所班」は、②の情報を基に市外避難者名簿を作成し、「情報発信班」に報告する（定期的に更新する）。
- ④ 「情報発信班」は、③の市外避難者名簿記載の避難者に対して、広報紙等を送付する。

5. 広聴

「第3編 第1部 第3章 第2節 市民からの通報・問い合わせの処理」（p181）と同じ体制で市民からの声を聴取し、的確な応急対策の実施に資する。また、避難所に広報広聴コーナーを設けて広聴活動を行う。

6. 災害記録

「関係各班」は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。「情報記録班」は、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成するとし、その場合は危機管理課を主管とした編集チームを庁内に設置する。

第3節 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げる。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性が含まれるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

【活動項目】

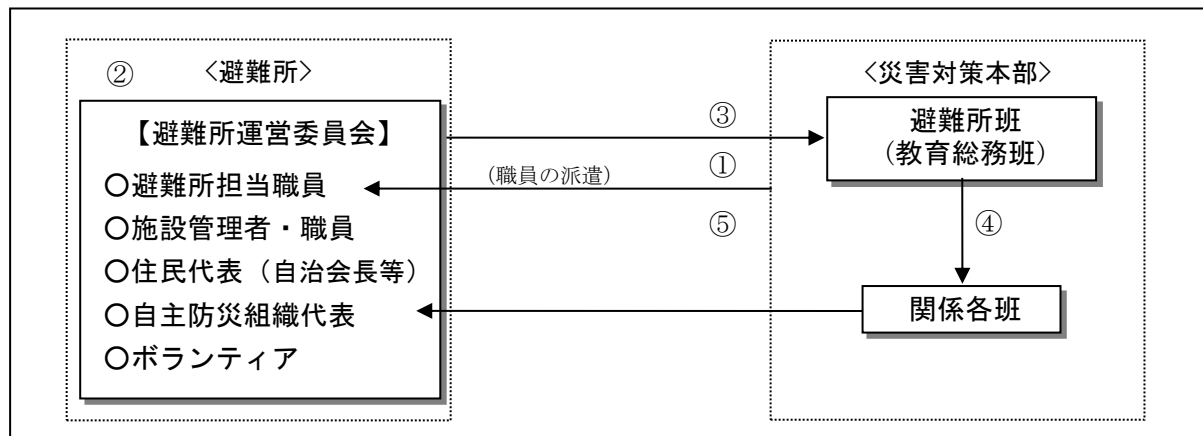
活 動 概 要	担当班等
1. 避難所の運営管理体制 2. 避難所の標準設備等 3. 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	避難所班 教育総務班
4. 避難所での医療	健康増進班
5. 避難所の生活環境への配慮 （1）衛生 （2）プライバシー保護 （3）防火・防犯 （4）要配慮者への配慮 （5）女性への配慮 （6）避難所でのペット飼育	健康増進班 みどり環境班 避難所班 警 防 班 福 祉 班 要配慮者班 子ども支援班
6. 避難所外避難者への対応	避難所班
7. 災害救助法が適用された場合の事務	避難所班
資料・様式	
➤ 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定【資料2. 1-56】 ➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ➤ 避難者名簿【様式21】 ➤ 避難所日誌【様式28】 ➤ 避難所設置及び収容状況【様式29】	

1. 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次のような運営体制により運営する。なお、避難所の開設及び運営の詳細については「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第4章 救援期における災害応急対策活動
第3節 避難所の運営

■避難所の運営管理体制



■避難所の運営管理体制手順

- ① 市は、災害対策本部の設置、避難指示の発令などに伴い、あらかじめ指定した避難所担当職員を避難所に派遣する。
- ② 派遣された避難所担当職員が中心となり、避難所施設職員、住民代表（自治会長等）、自主防災組織代表などからなる避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。
- ③ 「避難所班」は、避難所運営委員会から当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する（「教育総務班」がサポート）。
- ④ 「避難所班」は、②で把握したニーズを「関係各班」に伝え、対応を要請する（「教育総務班」がサポート）。
- ⑤ ④で要請を受けた「関係各班」は、必要な措置を講じる。

2. 避難所の標準設備等

「避難所班」は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め（「教育総務班」がサポート）、「関係各班」及び施設管理者はそれに協力する。

■避難所の標準設備（例）

区分	設備内容		
特設コーナー	・ 広報広聴コーナー ・ 情報連絡室（無線、電話、FAX等） ・ 避難所救護センター（保健室等） ・ 更衣室		
資機材等	・ 寝具 ・ 簡易シャワー ・ 常備薬 ・ 納戸 ・ 特設・臨時電話 ・ 電源設備 ・ 洗濯機 ・ パソコン ・ テレビ、ラジオ ・ 日用品（タオル、歯ブラシ等） ・ 扇風機 ・ 炊き出し備品 ・ 暖房機 ・ 間仕切り用パーテーション ・ 掲示板 ・ 被服 ・ 仮設風呂 ・ 仮設トイレ ・ ストーブ ・ 畳・カーペット ・ 給水タンク ・ 乾燥機		
スペース	・ 駐車場 ・ 仮設トイレ（※） ・ 仮設風呂 ・ 給水タンク ・ 掲示板 ・ 資機材置場		

注）※仮設トイレは車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）をさす。

3. 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者からなる情報広報班を置き、避難者に張り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、提供にあたっては、視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供など、きめ細やかな配慮を行う。

4. 避難所での医療

「健康増進班」は、県と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（救護所）を併設する。救護所を設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チーム（これらは医療機関等の協力を得て結成する）を巡回させる。

5. 避難所の生活環境への配慮

（1）衛生

「みどり環境班」は、避難所運営委員会（衛生班）の協力を得て、避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努める。

「健康増進班」は幸手保健所と連携し、避難所運営委員会（救護班）の協力を得て避難所における食品の衛生管理に努める。

（2）プライバシー保護

避難所運営委員会及び「避難所班」は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。

（3）防火・防犯

「警防班」は岩槻警察署と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

（4）要配慮者への配慮

「福祉班」及び「要配慮者班」は、「関係各班」及び市災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・資機材について配慮する。また、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

■要配慮者への配慮

- 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を配置する。
- 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、介護職員等の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受け入れられるよう配慮する。
- 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図る。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第3節 避難所の運営

(5) 女性への配慮

避難所運営委員会及び「避難所班」は、避難所でのプライバシー保護、犯罪予防等から居住部分、間仕切り等の設営にあたっては女性の視点から配慮する。

(6) 避難所でのペット飼育

避難所生活者と同様にペットに対する生活の場を配慮する。

さまざまな人が生活する避難所において人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設けトラブルにならないよう注意する必要がある。

■避難所でのペット飼育

- 原則として、避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- 敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。

6. 避難所外避難者への対応

「避難所班」は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

7. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、避難所の開設・運営を実施した場合、「避難所班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する（「教育総務班」がサポートする。）。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 避難者名簿
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 避難所設置及び収容状況（【様式29】を参照）
➤ 避難所設置に要した支払証拠書類
➤ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 保健衛生

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班
1. 防疫活動 (1) 防疫体制の確立 (2) 感染症対策 (3) 消毒の実施	健康増進班 みどり環境班
2. 保健活動 (1) 衛生 (2) 保健	健康増進班
3. 動物愛護 (1) 動物救援本部の設置 (2) 被災地域における動物の保護 (3) 避難所における動物の適正な飼養 (4) 情報の交換 (5) その他	みどり環境班
資料・様式	
➤ 災害時等における消毒実施等に関する協定【資料2. 1-47～49】	

1. 防疫活動

防疫活動は、「健康増進班」及び「みどり環境班」が実施する。災害の状況により、市だけでの実施が困難であると判断したときは、県に対して保健所等の応援を要請する。

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて消毒担当班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、業者からの調達で確保し、不足する場合は、県に対し、防疫用薬剤及び器具等の調達のあっせんを依頼する。

(2) 感染症対策

- ① 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ② 同時に、手指の消毒等必要な指導、逆性石鹼液の配布等を行う。
- ③ 感染症発生箇所の消毒を実施する。(消毒担当班を編成)
- ④ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を、対象、期間を定め、実施する。(ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を失しないよう措置する)
- ⑤ 市防災行政無線(固定系)、チラシ、立看板、広報車等による広報を実施する。

※ 感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第4節 保健衛生

基づき対応するとともに、幸手保健所に連絡し、指導を受ける。

(3) 消毒の実施

「健康増進班」及び「みどり環境班」は、被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 飲料水確保場所（井戸、河川等）
- 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ネズミ、昆虫等の発生場所

2. 保健活動

(1) 衛生

① 被災者に対する衛生指導

「健康増進班」は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

② 食中毒の防止

「健康増進班」は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

① 被災者に対する保健相談

「健康増進班」は、必要に応じて市医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

② 被災者に対する栄養相談

「健康増進班」は、必要に応じて、幸手保健所、栄養士会等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疫病患者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3. 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

そのため、「みどり環境班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。

(1) 動物救援本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

「みどり環境班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

「みどり環境班」は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。

(4) 情報の交換

「みどり環境班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。

- 避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市への連絡調整及び応援要請

(5) その他

「みどり環境班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

なお、本市を含む幸手保健所管内の危険な動物の飼養状況は、以下のとおりである。

幸手保健所管内には東武動物公園があり、多くの特定動物が飼養されている。

■ 特定動物（危険な動物）飼養状況（幸手保健所管内） [令和2年3月末現在]

認可 件数	総数	ライオン トラ	ビューマ ヒョウ	チーター	サー バル	クマ	マンビ マント リ	中型 サル	ゾウ	キリン	サイ	カバ	バイソン	鳥類	ワニ	大型 ヘビ	ワシ 等	ワニガ メ
33	77	7	1	1	2	2	10	27	2	3	1	2	2	2	2	3	4	6

参考)「埼玉県地域防災計画（資料編）」(令和3年3月 埼玉県防災会議)

第5節 廃棄物対策

災害によって排出されたがれき、ごみ、し尿等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害廃棄物の処理 （1）処理の方針 （2）処理対策 （3）環境汚染が懸念される廃棄物の処理	みどり環境班 （施設管理者）
2. 生活ごみ等の処理 （1）処理の方針 （2）ごみ処理	
3. し尿の処理 （1）処理の方針 （2）し尿処理	
資料・様式	
➤ 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定【資料2. 1-3】 ➤ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定【資料2. 1-4 5】	

1. 災害廃棄物の処理

（1）処理の方針

がれき等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

また、市は、必要に応じて、国、県及び関係者と協力して「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 （個人・中小企業）	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報を提供する。なお、災害状況によっては、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。

■災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
災害廃棄物	木くず	柱、梁、壁材、水害などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルト、屋根瓦など
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自動車、自動二輪、原動機付自転車など
	処理困難物	有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物
生活ごみ等	生活ごみ	平常時、家庭から排出される生活ごみや、資源物、粗大ごみなど
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	し尿及び浄化槽汚泥	平常時、家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥（仮設トイレを含む）

※リサイクル可能なものについては、各リサイクル法により処理を行う。

(2) 処理対策

市は、大量に発生した災害廃棄物を「蓮田市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月）に基づき、以下の手順で処理する。

① 仮置場の確保

「みどり環境班」は、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を指定する。また、「蓮田市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場を配置する。

② 仮置場の運営

「みどり環境班」は、仮置場における廃棄物の受入・監視・保管等において混乱を防ぐため、担当職員の配置に努める。

③ 仮置場への搬入

「みどり環境班」は、災害廃棄物の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内の業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

④ 適正処理

「みどり環境班」は、分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、可能な限り現場において分別して仮置場に搬入し、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。

また、蓮田白岡衛生組合と連携を図り、適当な時期に仮置場に集積した災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第5節 廃棄物対策

■最終処理方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

⑤ 費用の負担

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

（3）環境汚染が懸念される廃棄物の処理

「みどり環境班」は、アスベストなどの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努めるものとする。

① 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者を引き渡すよう指導する。

不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

② 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、以下に示す対策を講ずる。

■アスベストの処理

- アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成29年9月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

■PCBの処理

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。

一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

2. 生活ごみ等の処理

災害発生時には、通常の生活ごみに加え、家財の損壊に伴う生活ごみの増加や避難所ごみの発生が予想される。このため、「みどり環境班」は、これらのごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生保全を図る。

(1) 処理の方針

■ごみ処理の方針

項目	内容
排出場所	「みどり環境班」は、通常の排出場所の他、避難所等に仮設ステーションを設置する。
分別排出	「みどり環境班」は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、市民に広報するとともに、避難所運営委員会（衛生班）に協力を要請する。 収集は、可燃物を優先し、定期的な消毒を行う。
応援要請	「みどり環境班」は、「本部運営班」を通じてごみの収集・運搬・処理について自衛隊、他市町村等に積極的な応援要請を行う。

(2) ごみ処理

「みどり環境班」は、災害時のごみ処理を、以下に従って実施する。

■ごみ収集の方法

項目	内容
ごみの収集計画の広報	ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、市民に広報する。
腐敗性の高いごみ	腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。
夜間の収集	道路交通の状況によっては、関係機関と協議のうえ、夜間のごみの収集も検討する。
避難所のごみ対策	避難所では保健衛生面から適宜ごみ収集を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

■ごみの搬入先

項目	内容
可燃物	蓮田白岡環境センター（※1）
不燃物、粗大ゴミ	蓮田白岡環境センター
一時保管	学校のグラウンド、公園等の中から選定した場所に一時保管する。
その他	「みどり環境班」は、ごみの搬入について必要な場合、「本部運営班」を通じて他市町村に協力を要請する。また、「本部運営班」は、県と協議の上、埼玉県環境整備センター（※2）への搬入を検討する。

■（※1）蓮田白岡環境センター

管理者	所在地	電話番号	処理能力
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279-5	048-766-3738	1日 180 トン

■（※2）埼玉県環境整備センター

埼玉県では、処分先に困っている県内の市町村や中小企業などの廃棄物を、適正に処分するため、寄居町に、県直営の広域埋立最終処分場「埼玉県環境整備センター」を設置し、運営している。

（環境整備センター 大里郡寄居町三ヶ山 368 TEL048-581-4070）

3. し尿の処理

災害発生時には、下水処理施設や終末処理場の被災に伴い、し尿処理が不能となる事態が予想される。このため、「みどり環境班」は、こうした状況においてもし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生保全を図る。

（1）処理の方針

- ① し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- ② 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- ③ 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取扱い焼却処理する。

（2）し尿処理

① 被害状況の把握

「みどり環境班」は、蓮田白岡衛生組合と連携し、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

② 処理等の方法

収集したし尿は、次に示す処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書に基づき他市町村に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
蓮田白岡環境センター	白岡市篠津 1279-5	048-766-3738

③ 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置に当たっては、以下の点に留意する。

項目	内容
仮設トイレの設置場所	「みどり環境班」は、①の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置個所としては、以下の場所とする。 ➤ 避難所 ➤ 避難場所 ➤ その他必要と認められる場所
仮設トイレの確保	「みどり環境班」は、平常時より市で備蓄している仮設トイレ及び既設の和式トイレを利用した簡易トイレを優先的に使用する。備蓄分では足りない場合、リース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第5節 廃棄物対策

項目	内容
	ただし、仮設トイレはドラム缶や簡易便袋等を使用するなど、環境及び衛生面へ配慮する。また、仮設トイレの設置にあたっては、必要に応じて車椅子対応型仮設トイレ等の設置を行う。
し尿の収集・運搬・処理	「みどり環境班」は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、「本部運営班」を通じて県及び他市町村に応援を求める。
衛生指導	仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、「健康増進班」に指導を要請する。
広報	「みどり環境班」は、「第3編 第1部 第4章 第2節 広報広聴」(p251)に基づき、市民に広報を行う。
その他	仮設トイレのし尿収集が遅れる場合は、汚物槽を取り外し、ふたをして予備の槽と取り替えるなどの対策を講じる。

第6節 応急住宅対策

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 住宅ニーズの把握 (1) 被災世帯数の把握 (2) 住宅相談所の開設	現場情報班 情報収集班 建築指導班
2. 被災住宅の応急修理 (1) 応急修理の方針 (2) 応急修理方法 (3) 災害救助法が適用された場合の事務	建築指導班
3. 応急仮設住宅の建設 (1) 応急仮設住宅建設の方針 (2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合） (3) 災害救助法が適用された場合の事務	
4. 公営住宅等のあっせん	建築指導班
5. 住宅関係障害物の除去 (1) 障害物の除去方針 (2) 災害救助法が適用された場合の事務	みどり環境班
資料・様式	
▶ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】 ▶ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】 ▶ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ▶ 救助実施記録日計票【様式2】 ▶ 住宅応急修理記録簿【様式30】 ▶ 応急仮設住宅台帳【様式31】 ▶ 障害物除去の状況【様式32】	

1. 住宅ニーズの把握

「建築指導班」は、以下により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

「現場情報班」は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「第3編 第1部 第2章 第8節 災害救助法の適用」（p176）等をリスト化）を実施する。「建築指導班」は、調査結果を「情報収集班」から入手し、応急修理家屋並びに応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

「建築指導班」は、必要に応じて住宅相談所を市庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2. 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

「建築指導班」は、災害により住宅が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者、又は大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目	内容
修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	➤ 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 ➤ 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準とする。
修理の期間	災害発生の日から、3月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)に完了する。
修理の方法	住宅の応急修理は、「3. 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、「建築指導班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票(【様式2】を参照) ➤ 住宅応急修理記録簿(【様式30】を参照) ➤ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ➤ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

3. 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じて、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第6節 応急住宅対策

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者の内の高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関（所管：建築指導班）としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

（２）応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

① 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、「情報収集班」はこれに協力する。

- 被害状況
- 被災地における市民の動向
- 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

② 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	➤ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。 ➤ 県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

③ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の条件すべてに該当する者から入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

- ① 住家が全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保することができない者

④ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ県からの委任を受けた市がこれを行う。

「警防班」は、応急仮設住宅が設置された場合、随時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、「建築指導班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照） ➤ 応急仮設住宅台帳（【様式31】を参照） ➤ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ➤ 応急仮設住宅使用貸借契約書 ➤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ➤ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

4. 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するとともに、「建築指導班」は、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- 県営住宅等公営住宅
- 民間アパート等賃貸住宅
- 企業社宅、保養所等

5. 住宅関係障害物の除去

(1) 障害物の除去方針

除去作業の方針とその内容は、以下のとおりである。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第6節 応急住宅対策

■ 除去作業の方針と内容

項目	内容
活動方針	「みどり環境班」は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対して、障害物を除去し保護する。 ➤ 労力又は機械力が不足する場合は県（建築安全センター）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。 ➤ 労力又は機械力が相当不足する場合は、蓮田市防災対策協力会からの資機材、労力等の提供を求める。
内容	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ➤ 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ➤ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、玄関、便所等）に運びこまれたもの。 ➤ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ➤ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ➤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

（２）災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、障害物の除去を実施した場合、「みどり環境班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照） ➤ 障害物除去の状況（【様式32】を参照） ➤ 障害物除去支出関係証拠書類

第7節 文教対策

震災時において、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童及び生徒への適切な措置を講じる。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 応急教育の実施 (1) 教育施設の確保 (2) 教員の確保 (3) 臨時休業の措置 (4) 教育の再開	教育総務班 学校教育班 本部運営班 建築指導班
2. 学用品の給与 (1) 給与対象者の把握 (2) 学用品の調達 (3) 学用品の給与 (4) 災害救助法が適用された場合の事務	学校教育班
3. 学校給食の応急措置	学校教育班 教育総務班
資料・様式	
➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ➤ 救助実施記録日計票【様式2】 ➤ 学用品の給与状況【様式33】	

1. 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

「教育総務班」、「学校教育班」及び校長は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、県教育委員会と十分な調整を図り、次により施設の効率的な利用を図る。

- 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を行う。
- 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は、被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
- 教育施設が避難所として開設されている施設については、「本部運営班」及び「建築指導班」と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

(2) 教員の確保

「学校教育班」及び校長は、災害により通常の実施することが不可能となった場合、県教育委員会と調整を図り、教員を確保する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

第7節 文教対策

(3) 臨時休業の措置

「学校教育班」及び校長は、施設の被害又は児童及び生徒、教員の被災の程度によっては、臨時休業の措置を取ることにする。

(4) 教育の再開

「学校教育班」、「教育総務班」及び校長は、上記を考慮しながら、迅速に教育が再開できるよう努める。

2. 学用品の給与

(1) 給与対象者の把握

① 給与対象者

災害によって、住家に被害を受けた児童及び生徒で学用品を喪失又は毀損し、就学に支障をきたしている者とする。

② 給与対象者の把握

「学校教育班」は、校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童及び生徒数、並びに応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

(2) 学用品の調達

① 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済み教科書の供与を依頼する。

② 学用品の調達

県より送付されたものを配布する他、県の指示により調達する。

③ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、「学校教育班」は、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

(3) 学用品の給与

学用品の給与は、以下のとおりとする。

■学用品の給与

項目	内容
給与方法	➤ 教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成して、配分する。 ➤ 学用品は、小・中学校別に配分計画書を作成して、配分する。
支給品目	➤ 教科書及び教材 ・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書 ・ 準教科書として使用されているもの（テキスト等） ・ ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等） ➤ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等） ➤ 通学用品（運動靴、雨傘、鞆、通学用靴等）

(4) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、学用品の給与を実施した場合、「学校教育班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 学用品の給与状況（【様式33】を参照）
➤ 学用品購入関係支払証拠書類
➤ 備蓄物資払出証拠書類

3. 学校給食の応急措置

「学校教育班」、「教育総務班」及び校長は、学校給食室の施設、設備及び学校の給食施設、設備等に被害があった場合は、給食実施の可否について決定する。

この際、次の事項に留意する。

■学校給食応急措置の留意事項

- 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。
- 実施が困難な場合は、応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。
- 被災者の避難所として学校施設が使用されている場合は、被災者の炊き出し施設としての使用もあるので、学校給食と炊き出しとの調整を図る。
- 給食用製パン工場、製乳工場等が被災し、学校給食に影響を及ぼした場合は、県教育委員会に対して関係機関等の調整・指導を要請する。
- 感染症の発生等衛生については特に留意する。

第8節 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 商工業対策	商 工 班
2. 農業対策 (1) 農業に関する被害状況の把握 (2) 農地及び農業用施設に対する応急措置	農 政 班
資料・様式	
➤ 災害時における商工会リソース（物資・サービス等）の供給に関する協定 【資料2. 1-54】	

1. 商工業対策

「商工班」は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、蓮田市商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

2. 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

「農政班」は、災害が発生したときは、市内における農作物、農業用施設の被害状況について南彩農業協同組合等の協力を得て把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「農政班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

② 用排水路

「農政班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

③ 農作物の応急措置

「農政班」は、農作物について被害が発生したときは、南彩農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第9節 社会秩序の維持

被災地域においては、社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要となる。このため、被災者の生活再建に向けて流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため対策を講じる。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 警備活動	本部運営班 情報発信班 関係各班
2. 住民への的確な広報	

1. 警備活動

「本部運営班」は、関係機関、団体等との密接な連携、協力のもと、被災地及び避難所等の警戒を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締等を行うなど、社会秩序維持のための警備活動を実施する。

2. 住民への的確な広報

「情報発信班」は、的確な被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、社会秩序の維持に努める。

第10節 義援金品の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付、保管及びこれらの配分等を適切に実施する。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
１．義援金品の募集	福 祉 班 情報発信班
２．義援金品の受付	福 祉 班 農 政 班 商 工 班
３．義援金品の保管	福 祉 班
４．義援金品の配分	
資料・様式	
➤ 義援金品領収書【様式３４】	
➤ 義援金品受付簿【様式３５】	

1. 義援金品の募集

「福祉班」は、災害の状況によって、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、「情報発信班」が新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。

義援品については、避難所運営委員会等を通じて被災住民の要望等を把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。

「福祉班」は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

■義援金品募集に関する留意事項

- 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしい旨の報道を各機関に依頼する。
- 義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。

2. 義援金品の受付

市に寄託された義援金品については、「福祉班」において受け付ける。義援金の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。義援品については、蓮田市総合市民体育館に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

集積作業は、「農政班」及び「商工班」と連携し、配分・仕分けの作業は、ボランティア等に依頼し、輸送については業者を活用する。

また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、「福祉班」に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書（【様式34】を参照）を発行する。

なお、日本赤十字社埼玉県支部においても、受付窓口を開設して各方面から被災者に対して寄託される義援金の受付を行う。ただし、義援品については原則として受付を行わず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合に受け付け、市町村に引き渡す。

3. 義援金品の保管

義援金の保管については、新たに預金口座を設け、寄託者名、金額等を受付簿（【様式35】を参照）に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援金品の保管にあたっては、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

4. 義援金品の配分

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長に協議の上有効に活用する。

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としており、平成26年3月28日現在、同法に基づき1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。

本市を含む埼玉県域は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表することとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、本市においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

《参考》

◆「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

本市を含む埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

※【資料11.6】『東海地震の警戒宣言に伴う対応措置』参照

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

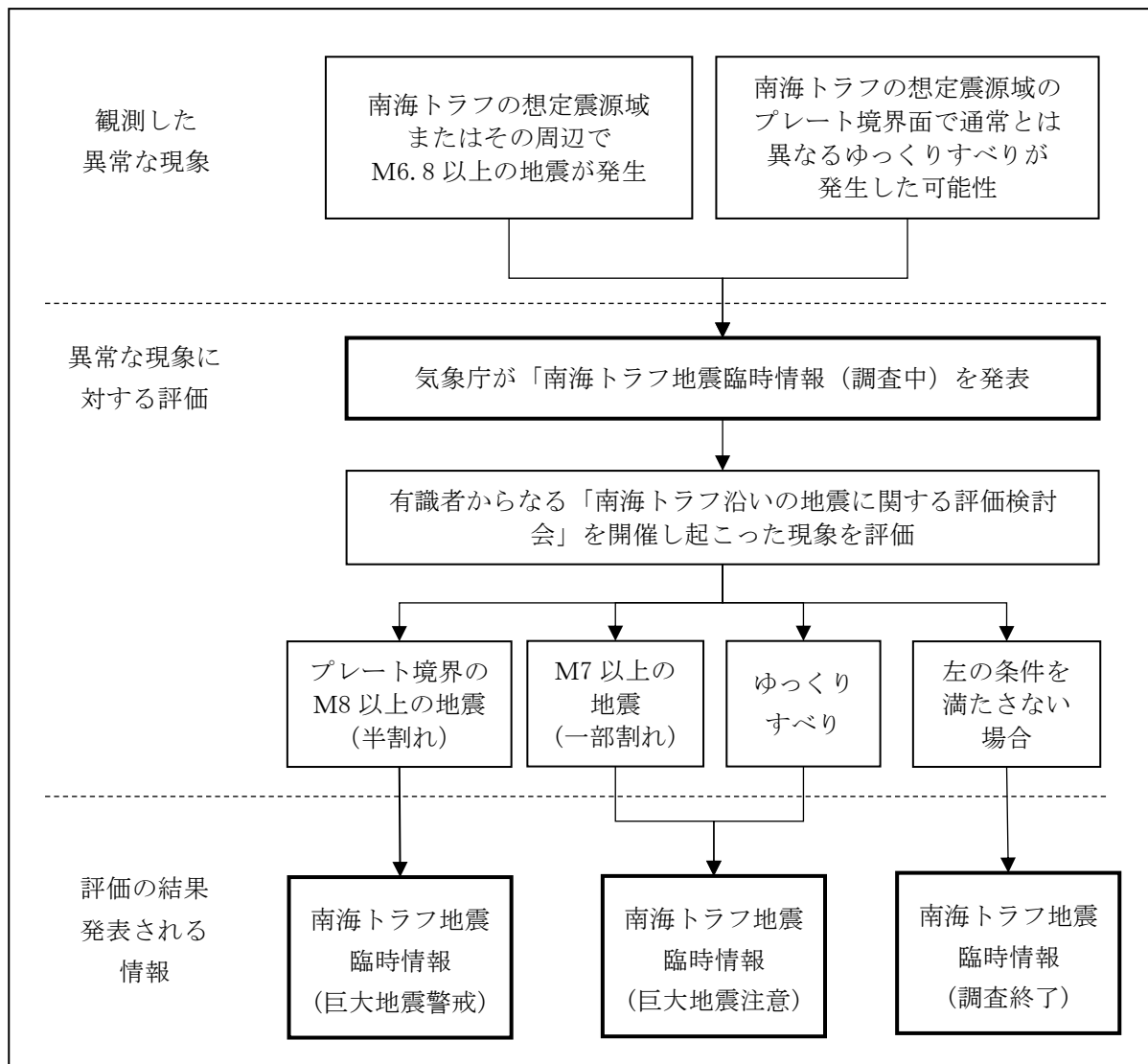
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1. 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

2. 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2 週間 （警戒：1 週間） （注意：1 週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1 週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程 度の期間

3. 住民の防災対応

- （１）日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

＜防災対応の例＞

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持ち出し袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

- （２）日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

＜防災対応の例＞

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

＜防災対応の例＞

- ・安否確認手段の確認
- ・家具や日常生活用器具の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は、「第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害」（p133～）に基づき災害対応を行うものとする。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

本市の地域防災計画においても、震災対策の目標として、県の被害想定を参考に、本市に最も大きな地震被害をもたらすと想定される関東平野北西縁断層帯地震を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本市においては、地域防災計画が対象としている市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本市域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性がある。

また、発生する頻度は極めて低いと考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）に対しても、同様に計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本市は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」（p41～）及び「第3編 第1部 地震災害」（p133～）に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本市もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

1. 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

【リスク状況の認識】

市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（蓮田市の場合、死者なし、負傷者1名）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

【課題】

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

【対策の方向性（予防期）】

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

2. 支援者の犠牲はあってはならない

【リスク状況の認識】

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて 254 人になる。同じ 3 県で犠牲になった消防本部の職員は 27 人、警察官は 30 人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は 1 名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要である。

【課題】

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

【対策の方向性】

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3. 火災から命を守る

【リスク状況の認識】

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

【課題】

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に行之、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

【対策の方向性】

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、警察、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4. 首都圏長期大停電と燃料枯渇

【リスク状況の認識】

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

【課題】

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全に生活を送れる環境を整える。

【対策の方向性】

- 県の主な防災拠点では、燃料または電源を多重的に確保するとともに、市町村庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される県庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外及び県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民及び他都市住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5. その時、道路は通れない

【リスク状況の認識】

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

【課題】

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

【対策の方向性】

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

6. 首都機能の麻痺

【リスク状況の認識】

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

【課題】

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

【対策の方向性】

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

■埼玉県支援機能の分析

- 内閣府がまとめた「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書」（2013.3）では、さいたま市は候補都市の一つになっている。
- 警察庁、経済産業省は、災害時の代替拠点をさいたま新都心合同庁舎にしている。
- さいたま新都心は大宮台地に位置し、地盤が固いことから、想定震度は5強にとどまる。
- さいたま新都心は都心から約20キロメートルの位置にあり、短期間で政府中枢機能の移転が完了する。
- 国の省庁の機関が17ほど集積しており、すぐに代替機能を発揮することが可能である。
- 出先機関を持たない省庁も、周辺に存在する既存のビルやホテル、貸し会議室群を活用することが可能である。
- 省庁の代替拠点が首都の近傍に置かれることで、復旧・復興のための取組が迅速に進む。
- 埼玉県内に居住する国の職員も多く、すぐに代替拠点での活動が可能である。
- 代替拠点で活動する要員の住宅など、生活環境の確保が対応可能である。
- 東北道、関越道、圏央道などの高速道路網を活用し、北日本、西日本からの物資などを首都に送り込むことが可能である。
- 近隣には広大な大宮駐屯地と陸上自衛隊第32普通科連隊があるため、連携が容易である。

7. デマやチェーンメールは新たな災害

【リスク状況の認識】

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険である。

【課題】

- 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

【対策の方向性】

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型（情報が利用者の端末に自動的に配信される方式）の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8. 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

【リスク状況の認識】

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

【課題】

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

【対策の方向性】

- 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

9. 都心からの一斉帰宅は危険

【リスク状況の認識】

県では、平成 24 年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136 万人であると推計した。そのうち 88 万人は東京 23 区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民 252 万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では 72 万人、川口市では 45 万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道 17 号戸田橋の通過人数は 1 時間当たり最大 12 万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

【課題】

- 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

【対策の方向性】

- 市は、県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる市民も含め、市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10. 危険・不便な首都圏からの避難

【リスク状況の認識】

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重くなると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

【課題】

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

【対策の方向性】

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内または群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

11. 助かった命は守り通す

【リスク状況の認識】

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち 65 歳以上の高齢者の死亡率は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約 2 割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約 2 割であった。

例えば、1 都 3 県には約 7 万 8 千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

【課題】

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

【対策の方向性】

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

12. 食料が届かない

【リスク状況の認識】

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたらなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、およそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

【課題】

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

【対策の方向性】

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

13. 災害の連鎖を防止せよ

【リスク状況の認識】

災害の連鎖の防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

【課題】

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

【対策の方向性】

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。